

取扱注意

部外秘

13

海外事務所業務報告書(抄)

—57年度第2四半期—

昭和57年12月

国際協力事業団

地域

●

82-11

國際協力事業團		
受入 月日	84.8.27	000
登録No.	14045	36
		P.L.C.

は じ め に

本年度より、海外事務所からの業務報告書の様式を決め、各海外事務所より4半期毎に本部へ業務報告書を提出することとなった。

今後、技術協力事業を効率的に進めるには本部一海外事務所の連携を従来に増して強化する必要があり、その媒体として本業務報告書の役割は大きい。

海外事務所から現地情報は貴重であり、本部において十分活用を図る必要がある。かかる観点から今度、海外事務所からの業務報告書等のダイジェスト版を作成したものであり、職員各位の業務の参考に供することとしたい。

JICA LIBRARY



昭和57年12月

総務部総務課

企画部地域課

30001

目 次

I. 仕 国 の 動 向

	Page
1 1983年度国家予算等(バンコック事務所)	2
2 マルコス大統領の訪米(マニラ事務所)	5
3 最近の社会、経済動向(シンガポール事務所)	6
4 イスラム化への動き(ダッカ事務所)	10
5 スハルト大統領演説等(ジャカルタ事務所)	13
6 援助国としてのインド他(ニューデリー事務所)	17
7 最近の政治動向等(ボゴタ事務所)	21
8 最近の社会動向等(リマ事務所)	23
9 中国共産党大会の開催等(北京事務所)	26
10 最近の政治、経済動向及び新年度予算の概要 (カイロ事務所)	30
11 最近の政治動向(リヤド事務所)	36
12 閣僚の交替等(ブラジリヤ事務所)	37
13 大統領選挙結果等(メキシコ事務所)	39
14 ケーデター未遂事件(ナイロビ事務所)	43

II 協 力 事 業 の 主 な 動 き

1 無償資金協力の動き等(バンコック事務所)	45
2 アセアン造りプロジェクト署名等(マニラ事務所)	47
3 各協力事業の現況(シンガポール事務所)	49
4 事輜整備工場の操業等(ダッカ事務所)	54
5 昭和58年単発専門家派遣計画等(ジャカルタ事務所)	57
6 各協力事業の動き(ボゴタ事務所)	65

7	アズワン・ハイダム湖 漁業管理センター開所式等 (カイロ事務所)	69
8	無償協力援助プロジェクト現場の大統領視察等 (リマ事務所)	71
9	58年度要望調査等(メキシコ事務所)	72
10	中日友好病院の進歩状況等(北京事務所)	77
11	日・サ技術協力の問題点(リヤド事務所)	78

Ⅲ 事業実施上の留意事項

1	開発調査事業にかかる口上書取交しについて (マニラ事務所)	85
2	G Iの早期送付、機材引取等(ジャカルタ事務所)	86
3	携行荷物の重量制限(リマ事務所)	91
4	外国人の旅行制限緩和について(北京事務所)	92
5	専門家の派遣期間の変更等(ブラジリア事務所)	95
6	機材等の通関について(メキシコ事務所)	97
7	調査団、短期専門家の派遣時期の調整について (ランゲーン事務所)	100

	{ 海外事務所からの送付資料リスト }	103
--	---------------------	-----

I 任国の動向

1. 1983年度国家予算等(バンコック事務所)

(1) 1983年度の国家予算案が、7月28、29の両日に至り上下両院本会議で審議され、賛成330反対80の圧倒的多数で第一読会を通過し、第二、第三読会も、12時間に至る討議ののち、9月24日夜、賛成290対反対30の大差でほぼ原案どおり可決された。

予算規模は1770億バーツ(去年は1610億バーツで伸び率は9.9%と低い)で緊縮予算である。本予算を大蔵省、首相府予算事務局、NESDB、タイ国録により策定されたが、その重点は、

- ① 国民の教育振興
- ② 国防の強化
- ③ 農村貧困対策

に置かれている。もちろん基本的には第5次五ヶ年計画にもとづく主要開発投資計画の推進を第一義にしていることに変わりはない。1770億バーツの内1510億バーツを税収入等によりまかなうこととしており、残りの260億バーツは財政赤字となるが、ちなみに歳出面で見ると、債務償還が全体の15%強を占めており、前年度比も29.2%という高率を示していることからみても、決して余裕のある予算ではない。こうしたなかで前述の①～③の項目に特に重点を置いた予算が組まれた訳である。内訳は次表のとおりであるが、教育関係は前年比15%増で全体の21%、国防関係は12.1%増で全体の20%を占めている。農村貧困対策としては、農民に仕事を与える政策遂行のため首相府に2億バーツ(首相府予算の全体額は14億バーツ)を計上している。

以上であるが、これまでの経緯からしても、経常収入、特に税収入の伸びがあまり期待できず、そのこともあって経済分野の予算額も大

中に増やせず、政府の景気刺激策もあまり期待できない。こうした傾向が、何等かのかたちで、技術協力実施のうえで好ましくない影響を与えることがあるのではないかと懸念される。

(2) 国際収支の動向等

さて9月の国際収支は、前月の19億バーツの黒字から反転して7億バーツの赤字となった。これは資本収支が悪化した事と貿易収支が輸出の落ち込みのため更に赤字が増えたことによる。ちなみに輸入は170億バーツ台で推移しているものの、輸出は6月の144億バーツから、7月の129億バーツ、8月の124億バーツと減少を示している。

また外貨準備高は、前月より減って24億3410万米ドルとなっている。

経済面のもう一つの動きとして、バンコクの1～8月の物価上昇率をみると6.4%となり、前年同期の13.8%と比較すると大巾なダウンである。主たる理由は、米、野菜などの値下りによることである。本年当初プラコーン商業省経済局長が今年の上昇率を10～20%と予想していたのに比べても好ましい傾向である。

最低賃金の改訂が行われた。新賃金は10月から実施されるため、2～3ヶ月前より政府、経営者、労働側の三者間の協議が続けられてきたが、当初、労働側が現行の61バーツを83バーツに引き上げるよう要求した事もあって交渉は難航したが結局、バンコク及びその周辺は64バーツ、チェンマイ、コラート、サラアリ、クワンアリも64バーツで結着した。他は52バーツで据置きである。当然労働側は大いに不満な訳で、社会不安の一因となるかもしれない。

(3) シヤム湾天然ガス生産動向

タイ国の工業化に欠く事の出来ないシヤム湾の天然ガスの出が悪く問題となっている。タイ国石油公社に効束された供給量は、初年度2億立方フイート、1983年から1990年までは2億5千万であるが、現在のところ、1億2千万程度しか供給されていない。

ス マルコス大統領の訪米（マニラ事務所）

マルコス大統領は9月14日より9月30日まで夫人及び閣僚随行のうえ米国を訪問した。

主な事項については次のとおり

- (1) 租税条約批准促進
- (2) 航空協定（週18便以上の相互乗入れを含む）
- (3) 観光協定
- (4) 科学技術協力・農業開発計画を含む農業協力協定（署名）
- (5) バターン原子力発電所に対する204,5百万ドルの融資（米国議会承認を条件にする）
- (6) 最新の警報・追跡システム採用による台風被害防止協力協定
- (7) 両国経済委員会による財政検討会の開催
- (8) 1983年、比国及び他アセアン諸国に対する米政府・財界投資調査団の派遣

なお、わが国の防衛力増大に関しての話し合い 持たれ でおるが、当地報道にはない。

又、大統領の健康状態については、今回の訪米前、8月中旬悪化が伝えられ（入院・新聞報道では肺炎）たが、現在訪米、帰国後は健康とされている。

3. 最近の社会、経済動向（シンカポール事務所）

(1) リー首相の「ナショナルデー大集会」におけるスピーチ骨子

リークワンユー首相は8月15日国立劇場で開かれた「ナショナルデー大集会」においてシンカポールの今後における具体的戦略として

ア 生産性を向上させること

イ 来るべき新技術時代に備えること

ウ 国家の蓄えを浪費しないこと

エ 安全保障のための措置を持続的に行うこと

という四点を打ち出した。

なお、同首相は独立記念日におけるスピーチで過去数年間、一貫して「日本に学べ」ということを強調したが、今年はいかなる表現は一切用いなかった。その理由についていろいろ推測されているが、一般的には、「日本に学べ」運動が一応定着したと見るべきとの意見が大勢をしめている。

しかしながら、当国では現在、過去におけるようないわゆる「ジャパンフィーバー」はなく、国民はむしろ事を冷静に受け止め、何事も日本の「まね」をするのではなく、この国に適應した形での技術・知識を日本から吸収しようとする傾向にある。このため「シン」政府は今後、わが国に対してはかたより選択的かつ質の高い協力を要請して行くかと推察される。

(2) 57年上半期の経済概況

商工省当局は8月始め、今年上半期（1月～6月）におけるシンカポールの経済概況を発表した。それによれば、世界的な不況の影響が

昨年後半からシンガポールにも及び始め、今年上半期の経済成長が6.8%にどどまったほか、生産性も昨年の6.4%から一挙に0.9%まで落ち込み、政府の今年度経済成長予測は年頭の「8%~10%」から「5%~7%」へ下方修正されることになった。

なお、昨年8.2%を記録した物価上昇率は、今年上半期において6.8%まで鎮静化した。

(3) 大量高速輸送 (Mass Rapid Transport (MRT)) 工事着工繰り上げ

政府がMRTシステム(地下鉄)の導入を決定したことは第一、四半期報告にて述べたが、運輸相(オン・テン・フン)は、7月「MRTの地下鉄建設は、当初予定では来年末か1984年初めに第一回目の工事入札を行うことになっていたが、政府としては、これを約半年繰り上げて、来年の前半に実施することになるだろう」と言明した。

このMRTは総工費はおよそ50億(S\$)、チャンギ空港が三つほどできるというシンガポール史上最大のプロジェクトで建設資金は本島西南部の埋立地であるマリナ・サウスの土地販売代金でカバーする方針になっており、今回政府が工事入札の来年繰り上げを打ち出したのは、インフレによる将来のコスト高を見越し、また先進諸国が目下の経緯から立ち直れない時期に建設契約を済ませた方が有利だとの判断からと見られる。

オン運輸相は具体的な地下鉄像に触れて「シンガポールが造ろうとしている地下鉄システムは欧米にあるような最も近代的なものである。政府は目下、路線策定のツメを急ぎながら、地下鉄に関する専門的な知識を日本や香港を含む複数の国とから集めて具体的な実施計画を練

っている」と述べた。

(4) 〈自民党国際経済対策特別調査会代表団の訪星〉

同調査団（通称“江崎ミッション”）が7月31日から8月3日にかけて訪星し、当地の政府関係者ならびに経済界代表に対して、日本政府が今年5月末に打ち出した市場開放策第二弾について説明するとともに、貿易投資技術移転、労働者訓練など日・シ両国間の経済的結びつきを、さらに、堅密にするための諸問題について会談を行った。

JICA関連では、トニー・タン商工相より来年6月協力期間が完了する日・シ訓練センターについて、技術レベルを現行のクラフトマンレベルからテクニシャンレベルに引き上げ、さらに5年間協力して欲しい旨の要請がなされた。

(5) ニー・アン・ポリテクニック（日本の高専相当）は、同校にコンピュータ研修センターを設立することを決定し、英国の民間コンピュータ会社 *International Computer Limited* (ICL) がこれに協力することになった。

コンピュータ研修センターの開始は今年12月を決定しており、概要は次のとおり

1. 英国ICLの協力期間 5年
2. 実施コース プログラミング及びシステムアナリストコース
3. 定員 { 高卒者 120名
 { 中卒者 80名
4. ICL 派遣専門家数 11名
5. 資格試験：本学卒業生には英国コンピュータ協会実施の資格試験中PART Iが免除されることになっている。

なお、本研修センターはわが方が協力している日・シソフトウェア
技術研修センターと競合関係にある。

4. イスラム化への動き（ダッカ事務所）

(1) 現在の最高権力者であるエルシャド戒厳令最高司令官は大いにイスラム教の信奉者としてのイメージを強め、表に出している。

先般は全国の婦人団体の集まりの席で、「子供達にはイスラム教をよく教え、そして、イスラム教にもとづいて育てるように。」と訓辞を述べた。また、別の機会には、学校教育にもイスラム教の科目を取り入れるよう要請も出していた。さらに、新聞、テレビにはモスクワで祈りをささげる戒厳令司令官の姿もしばしば出るようになり、9月にはメッカへの巡礼を行った。

このようにこの国の最高権力者自身の公的なイスラム教の実践はこの国とイスラム教国、とくに中東の石油産出国とのきずなを強め、同時に、そういう国からの援助をさらに引き出すためとの外国人社会の評であった。

たしかに、この国へは中東の石油産出国からの援助は大きい。とくに、サウジアラビアからは1971年独立以来、3億/千万ドル（うち借は8千万ドル）の援助が流入し、比率は3パーセントにすぎないが、最近の顕著な援助支出は特に目立っている。（下記）

しかし、当初は戒厳令司令官就任当初の宗教的熱意は国政省としての公式的、儀式的な行為ともみえたが、しかし、どうやら、前記の

相次ぐ信奉ぶりをみると、この国を宗教国家として、イスラム教にのっとり、コーランの教えのもとに強めるべく決意のほどがかかえるようになった。それはまた、たんにサウジアラビアの意向をうかがうこと以上に決意さえもうかがえることである。

この国のイスラム教への政治段階における復帰は顕著であり、さらにイ

スラム的統制を強めているといわれているパキスタンに相通じるものがあるようである。

(最近のサウジアラビアの援助プロジェクト)

- ① バングラ、サウジ合同農工業投資社会の設置 (資本金 60 億円)
- ② イスラム職業訓練研究センターへの寄金 (360 万ドル)
- ③ ナッタゴン尿素肥料工場への協力 (総額 2 億 2 千万ドル)
- ④ 2.5 百万トンの原子油贈与 (1982 年の需要量に匹敵)

(2) バングラディッシュにおけるユニセフの活動

国連児童基金、すなわちユニセフは年々の基金の 10 分の 1 近くをバングラディッシュに割当てているといわれている。ユニセフの当国の機能も、たとえば 200 人余りのスタッフ (現地人を含む) および数百数十台の輸送トラックを有するなど、大きな組織であるが、ユニセフの本年度のバングラディッシュに対する援助方針が決まり、それが新聞発表された。バングラディッシュはユニセフという性格が結びつき易く援助を受ける面も十分に持っている代表的な国である。

新聞発表による、1982 年 7 月から 3 年間で 39 の計画に対して 1 億ドルのコミットメントを受けた。この額は今回のユニセフ理事会で決められた最高額である。また、支出認可では 3 年続く現行プロジェクトに対し 54 万トンの額であるが、同時に理事会は別途に 54 万トンを "Notings" と称して、2 国間の援助形体により援助国からの援助とリつけの認可を与えた。

さらに、この理事会の発表をうけて、次にバングラディッシュのユニセフ代表が計画の主要目的として ① 政府計画にある農村地帯の基礎的保健、水の供給、環境衛生などの改善努力 ② 基礎的な上記

①の開発戦略の可能性を押し進めること ③ 農村の母子の福祉向上を
計る政府の施策、実施の強化の3つをあげ、そして同時に援助を進め
るまでの問題として1980～82の間の31.5百万トンのうち50%は

① アウル大統領の急死と大統領選による停滞

② 役所の事務能率の悪さによる遅れ

③ 各プロジェクトに対するパ側負担金の支出の遅れ

により執行できなかったと述べていた。

5. スハルト大統領演説等 (ジャカルタ事務所)

(1) スハルト大統領は8月17日国民協議会で第3回独立記念に演説を行なった。概略は次の通り

i) 世代の交代

幼くして、独立戦争に参加できなかった若い世代が国家の運営に参加し始めており、基本的には、世代間における責務の委譲は自然の成り行きといえる。

解放世代としての1945年世代が国家に対する最後の責務を果たしていることは明白である。1945年世代が我々の国家の歴史における解放世代としての役割を果たす為に未だ何を為し得るか功罪両面からその経験を見直すことは適切なことといえる。

ii) パンチャシラと開発 ※/ ※/ 注を参照

パンチャシラの実践とパンチャシラの遵守は、国民各階層が開発の企画と実践を通じてパンチャシラを能く実践するならば、より確固としたものとなるであろう。

我々はパンチャシラ社会を実践する為に開発を実践する必要がある。

iii) 1982年の重要性

1982年は我々国民にとって非常に意義ある年である。何故なら我々はパンチャシラと1945年憲法とを遵守実践する為の新秩序 (The New Order) 体制下に於ける先の第3回総選挙を成功裏に終えたということである。

選挙の成功に関連して、来年3月には国家政策の指針 (GBHN) を決定し、かつ決期大統領を選任する為の国民協議会 (MPR) の

一般会期を開催しなくてはならないという大きな責務が我々の双肩に課せられているのである。

iv) 貿易収支と平価切下げ

インドネシアの貿易収支は逆調ではあるが、ルピアの平価切下げは必要ではない。つまり外国諸通貨に対する為替レートはフロート^{*2}しており、かつ管理されている。まして、外貨準備の状況は依然として許容範囲にあり心配するに及ばない。 ※ス注参照

政府は非石油関連製品の輸出促進と貿易収支の改善に幾つかの施策を講じているとしている。

v) 経済安定とインフレーション

世界的不況下においても、インドネシアは経済安定の強化とインフレと沈静化を成し得る。

インフレーションは1980年には7%であり、1981年には9.8%に上昇したが、1982年期初4ヶ月に於いては7%を下回っており、本年末まで価格状況は安定し続けインフレ率ははね上がらないとしている。

また、インドネシアは1981年には7.6%の経済成長率を示し、世界で最も高い成長率の一国となっている。

vi) 政治社会勢力とパンチャシラ

全ての政治社会勢力は唯一の主義としてパンチャシラ〈国家哲学イデオロギーとしてのパンチャシラ〉を遵守しなくてはならないと述べた。更に先の総選挙である政党(イスラム系野党PPPを指すと思われる。)はパンチャシラ以外の主義を優先したのに対し、大統領はパンチャシラ以外の主義の存在は過激主義を鼓舞し、偏狭は

狂信主義を勢いつかせるものと警告した。

パンチャシラ精神を堅持することによってのみ、政党はより大きく成長し、人民より広汎な信頼を得ることができると（暗にPPPを批判した。）

総括として、大統領はある分野での開発は遅々としており、ある階層は依然として貧困であるとしても、開発の結果、インドネシアはより進歩した水準になっており、最早低所得国でなく今や中所得国であると述べた。

※1 共和国の統一原理で、次の5ヶ条からなる国是のこと。

イ 神への信仰

ロ 人道主義

ハ 民族主義

ニ 民主主義

ホ 社会主義

※2 1月に対米ドル642ルピアであったものが、9月末には669.25ルピアと4.2%の減となっている。

(2) 新工業国への移行

世銀は、インドネシアは中所得国から工業国への途上にあると発表した第1四半期業務報告した時に、インドネシアは1981年に1人当り国民所得が520米ドルで中所得国となっている。

一方、工業化された国の一つの規準とされる国民総生産に占める製造業の割合19%以上に対し、インドネシアのそれは凡そ9%となっているが、過去数年間高い経済成長率を維持し得て来たのは、効率的

は投資、高投資及び高貯蓄によると考えられるとして、新工業国への途上にあることを示した。

(3) 移住と職業訓練の必要性

労働大臣 *Harun Zain* は日系企業がインドネシア労働者を日本に於ける労働者と同じ様に遇されたいと述べた。同大臣は日本に於ける労使関係の管理システムが非常に素晴らしいものであることが、知られているとし、日本政府がインドネシア労働界に日本での研修の機会を与えてくれる様求めた。

また同大臣は、第3次5ヶ年計画下に於ける500000世帯の外領への移住計画の達成状況を述べるとともに、移住地に於いて多くの小規模工業が生じてきており、これが技術を修得した人々を求めていると述べた。これに関連して *Zain* 大臣は中小工業あるいは、職業訓練分野における日本の協力を求め、数年前、この分野における協カプロジェクトが始まったが、満足すべき状態ではないと述べた。

これまで日本は南スラウエシの職業訓練センターを援助してくれただけであるとしている。

6. 援助国としてのインド他（ニューデリー事務所）

(1) インドはコロンボ計画によりシンガポール、タイ、スリランカ、マレーシア、ビルマの国へ技術協力をを行っている。特に研修の面では教育、医療、農業、漁業、林業、行政管理、工業、商業、運輸、通信と多分野にわたっている。

地域開発についてもインドはEC A F Eと協力し、メコン同発に機材を提供している。

インド経済、技術協力計画に基づき、インドはネパール、ブータン、バングラデッシュに二国間協定により、経済、技術協力を実施している。

Indian Technical and Economic Cooperation - Budget Estimated
for 1981-82 in
Indian Rupees

Bhutan	-	49.81 Crores
Nepal	-	20.62 Crores
Bangladesh	-	2.52 Crores
Special Programer with Developing countries in Asia, South Africa and Latin America	X X X X	9.16 Crores
India's contribution to U.N.	-	2.86 Crores

Technical Assistance given by India under Colombo Plan

Country	Number of training places provided by India						
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981
	- 76	- 77	- 78	- 79	- 80	- 81	- 82
1 Afghanistan	43	21	10	8	11	14	25
2 Bangladesh	3	6	1	4	14	14	24
3 Bhutan	3	6	3	11	15	17	16
4 Burma	3	5	6	12	16	17	10
5 Fiji	4	3	5	5	8	8	2
6 Indonesia	7	8	7	8	10	11	12
7 Iran	3	1	1	4	7	2	6
8 Kampuchea	-	-	-	-	-	-	-
9 Republic of Korea	2	3	3	3	3	5	2
10 Laos	-	-	-	-	-	3	2
11 Malaysia	7	8	7	7	19	16	19
12 Maldives	1	2	-	-	4	1	5
13 Nepal	126	85	77	91	121	101	129
14 Philippine	16	10	3	10	19	19	17
15 Sri Lanka	15	15	8	5	22	23	26
16 Singapore	7	4	4	3	2	3	5
17 Thailand	3	2	3	5	5	9	11
18 Vietnam	-	-	-	1	-	-	-
19 Papua New Guinea	-	-	-	-	1	1	-
Total	243	179	138	177	267	258	311

Technical Assistance given by India under Colombo Plan.

Country	Number of services of experts provided by India					
	1976	1977	1978	1979	1980	1981
	- 77	- 78	- 79	- 80	- 81	- 82
1 Afghanistan	1	-	-	-	-	-
2 Bhutan	2	5	1	-	-	-
3 Fiji	1	-	-	-	-	-
4 Nepal	-	19	2	1	4	3
5 Sri Lanka	2	6	-	-	22	-
6 Singapore	-	2	3	-	-	-
Total	6	32	6	1	26	3

(2) 原子エネルギー計画

インドの原子エネルギー委員会は今世紀末までに10,000MWeの原子力発電所設置の計画をもっているが現在の能力は860MWeである。

稼動中のものはTARAPUR発電所(420MWe)及びRAJASTHAN発電所(440MWe)の2カ所であり、さらに2カ所の発電所MADRAS(470MWe)とNARORA(470MWe)が建設中であり、なお、KAKRAPAR発電所(470MWe)の建設が現在決定している。

TARAPURはインド最初の原子力発電所であり、1963年8月原子エネルギーの平和目的のための開会協定(30年間)をアメリカと結びアメリカは濃縮ウランの供給したが1974年にインドが地下核実験を行って以来アメリカは核実験を行わない協定を結んだ国以外へのウランの供給を禁止しており、現在インドはアメリカに代りフランスとウランの供給につき交渉中であり、11月に予想されるミッテラン大統領の来訪に期待をいただいている。

7. 最近の政治動向等(ボゴタ事務所)

(1) 本年8月7日 BELISARLO BETANCUR 保守党々首が当国 77 代目の大統領として就任した。前期2代の自由党政権につぐ保守党政権の誕生である。就任式にはベネズエラ、エクアドル、ボリヴィアの各大統領を始めとする 74ヶ国の代表団が参列した。

同就任式において、新大統領は当国がかかえる諸問題を次の通り率直に国民に許え、これら問題の解決のために全国民の協力を強く要望した。

“我が国は病に侵されている。富の集中、民主々義及び人間の尊厳に対する反逆、国家の無策から生ずる失業の増大、社会エネルギー及び人材活用の不足、教育の不徹底及び文旨率低下努力の欠如、工業及び農業活動の停滞、住宅の欠乏”

同日、以上の新閣僚が任命された。内訳は保守党6名、自由党6名、及び軍人1名である。

内務大臣	RODRIGO ESCOBAR NAVIA (自)
外務大臣	RODRIGO LLOREDA (保)
国防大臣	FERNANDO LANDAZABAL (軍)
農業大臣	ROBERTO JUNG LILO (保)
大蔵大臣	EDGAR GUTIERREZ CASTRO (自)
経済開発大臣	ROBERTO GERLEN ECHAVARRIA (保)
労働大臣	JAIME PINZON LCPEZ (自)
厚生大臣	JORGE GARGA GOMEZ (自)
法務大臣	BERNARDO GAITAN MAHECHA (自)
鉱山、エネルギー大臣	CARLOS MARTINEZ SIMAHAN (保)

公共事業・運輸大臣 JOSE FERNANDO ISAZA (自)

通信大臣 BERNARDO RAMIREZ (保)

教育大臣 JAIME ARIAS (保)

同時に 13 名の副大臣も任命されたが、その内 10 名は女性である。

(2) 経済の動向

経済、貿易面で今年に入り明るい材料は、コロンビア輸出額の 5 割を占めるコーヒーの世界市況が回復してきたこと、石油生産高が上昇していること、インフレ率及び失業率が多少下がりつつあることである。特に石油生産高は過去 3 年順調に延びてきており、1985 年には自給可能の見込みである。

しかしながら、経済成長率は過去 20 年間で最低であった昨年の 2.5 %より更に下まわり今年は 1.5 %程度であろうと予想されていること、対外債務の増加、外貨準備高の減少等暗い要素もある。

ペソ価値は、オーバーバリュエーションがささやかれており、これを反映するかのように最近のペソ切下げ率は加速されつつある。

8. 最近の社会動向等（リマ事務所）

(1) 大統領演説：ベラウンデ大統領は7月28日(木)の独立記念日にあたり、議会において恒例の演説を行なったが、それは過去1年間の外交、内政全般を総括し、民政が軌道に乗りつつあり、国民一人ひとりが国造りに積極的に参加すべきことを力説している。その要旨は以下のとおり。

1. 民政移管後の2年間に諸々の困難に直面してきたが将来の見通しは、決して暗くなく、樂觀できる。その理由としては石油開発が順調で好結果を得ており、又主要輸出産業である鉱業も今迄の不況から回復の兆をみせているとしている。

2. 世界経済不況の痛りを受けペルー経済も非常に難しい状況にあるが、この中でペルーの経済成長率が3.9%に達した事は強調できることであり、82年もこの成長は続くとしている。

3. 又、最も国民の生活に係わりのあるインフレ率については60%に抑える。(因みに81年は72.7%)

4. ペルーの人口は1981年の人口調査17762,000人から現在は18,208,000人に増化しており、この為食糧問題改善の為にも今後は農業を最優先させる必要があること。

5. ペルーが現在実施している民主主義はラテンアメリカ全般にわたって確立する方向にあると認識していること。

6. 1983年の予算編成に際しては、① 緊縮財政を行ない先行投資

事業は必要最小限とする。④ 効率の良い中小の公共事業を優先されるが特に農業及び燃料消費を抑えるため水力の有効利用を可能とするエネルギー分野に重点をおく。

(2) 非常事態宣言：これまでリマ市各所で過激左派集団 "Sendero Luminoso" の扇動するテロ被害が散発していたところ、8月19日(木)大規模なテロが発生、高圧線鉄塔の基が破壊され、リマ全市が停電になりこれに呼応して法務省、工業観光統合省等公共建物及び商店、スーパーに爆弾が投げられたり、かなりの被害が発生した。政府はこれら最近頻発しているテロに対処するため、20日(金)午後リヤ・カヤ大地区を対象に60日間の非常事態宣言を公布した。

これは憲法に定める基本的人権（a. 家宅不侵入 b. 集会の自由 c. 居住移転の自由 d. 令状なしでの捜査・逮捕の禁止）を一時停止しこれにより警察の捜査体制を強化させる事をねらいとしたものである。これに基づき在リマ領事館でも別添の「非常事態宣言下の心づもり」在留法人に配布したが、腰に傷持つ者はとむかく一般市民の日常の生活には特別の支障はない。

内閣喚問：9月16日(木)ウヨア内閣に対する下院議院による喚問は23時間に亘り続けられたが、最終的に内閣信任の動議が可決され幕を閉じた。

これはウヨア内閣に対し野党APRA党、統一左翼各政党から提出された。経済政策テロ、財政赤字、失業問題等8項目の質問にウヨア首相が総括して回答演説を行ない、その後反対党が各々約30分程度質問し内閣が回答（再質問はなし）方式で行われた為、議論は噛み合

わず、又、野党の準備不足もあった為にウヨア首相に対する評価を上げた結果となった。又一般に、これによりペルーにおいて民主主義が確立したものと受けとめられており、ペルー政治に比べて好結果をもたらしたと評価されている。

(3) 内閣人事の異動

7月26日上・下両院議長の交代があり、上院議長には、SANDRO MARIATEGUI氏、下院議長にVALENTIN PANIAGUA氏が夫々就任、

又、8月4日には、3大臣の交代があり、動力鉱山大臣にFERNANDO MONTERO ARAMBURU、法務大臣にARMANDO BUENDIA GUTIERREZ、工業観光統合大臣にGONZALO DE LA PUENTE LAVALLEの3氏が夫々就任した。

(4) 日秘要人の交流

鈴木首相訪秘以後、日本、ペルー両国の友好協力関係は一層緊密なものとなり8月11日(水)漁業大臣の訪日、9月2日新善のためペルーに入港した自衛艦「香取」「朝雲」を大統領が訪問、更には、9月28日日本輸出入銀行及び米州開発銀行主催の「日本・ラ米諸国経済交流促進シンポジウム」に参加のため、ウヨア首相が9日間の予定で日本、中国を訪問、訪日の様子は特派員報告として、テレビニュースで報道され、ペルー国民の日本に対する認識は更に深まったと言え、又今回のウヨア首相の訪日によってペルー政府の対日期待は一段と高まっており、今後経済技能協力要請は一層増えるものと予想される。

9. 中国共産党大会の開催等（北京事務所）

(1) 第12回中国共産党大会の開催

当会議は9月1日より、9月11日まで開催された。この中において、胡耀邦総書(現)が大会報告をおこし、その中で強調したのは今世紀内に農工業を4倍に引き上げ、1人当りの国民所得を800[#] ~ 1000[#]にもっていき、基本的に近代化を達成するという野心的といわれないまでも、相当な努力を要する目標を掲げた。これは、国民総生産額で比較すれば現在の先進諸国の位置に達することになる。全体を見た場合、以上の目標を達成するために重点を置くべき分野は農業問題、エネルギー問題、交通等インフラ、教育および科学技術の問題である。

さらにこれらと関連して重視するものとしては家族計画(つまり人口抑制)、電気通信の改善、経営および科学技術の管理分野、熟練工と科学技術者の養成等きわめて広範囲の分野をあげている。人口については12億をこの時点で相定しているが、7月1日の国勢調査の初歩的結果ですでに10億74万人に達しているところから、12億計画についても非観論が出ている。また、この20年間の発展の行程を2つに分け、前10年は経済の調整、つまり、次の10年間の発展のための助走の期間と位置付け、この期間では、現行工場の改造など、どちらかといえば過去の整理を進める。そのために次の10年に比し、発展速度は落ちる。また、そのための経済体制としては、(1) 国営経済を主として、一方でそれを補足する形で、多種の経済方式を導入する。つまり、具体的には現在でも集団経済方式や合作経済方式が存在する如く、今後もおこなう。

計画経済を主として、市場調整を従とする。これはつまり、生産財はじめ主要な物資は計画生産とするが、あとの基本物資でないものは市場の調整に委ねることである。

さらにこれらの延長線上に對外經濟關係を位置付け、對外開放政策を積極的に採り入れていくことにしている。

しかし、前記の政策の間には基本的か否かは別として、相互に矛盾があるので、克服することは容易ではないであろう。

また、對外關係について、本報告の中では対日、対米、対ソの三国に対する關係をそれぞれ重視し、基本的にはこれらいずれの国とも平和的關係を維持にしようとする姿勢を示している。とくに、対日關係については次に述べる教科書問題との関連で、日本の軍国主義他を警戒も、対米關係では台湾に対する武器輸出の問題が十分ではないといえ、一応、中国の基本線は貫き、また、対ソ關係では今後、兩國關係を改善しようとする強い願望が示された。いずれにせよ、對外關係については今後の經濟發展のための平和環境の維持に熱意を示していた。

その他、本大会において、党章程が決定された。

(2) 第3回国勢調査の実施(71)

中国の国勢調査は建国以来、10年毎におこなわれており、今回は第3回である。今回の方法は末端まで入れると調査員500万人を動員し、調査表の記入によるもので、記入に際しては調査員が面接する。

調査は職場毎、戸別毎の方法がある。家族構成のみではなく、文化程度(學歷)も調査する。

(3) 中国第11回中央委員第7次全体会議の開催

当会議は8月6日北京において、舉行され、(1) 第12回中国共産党大会を9月1日に開催すること、(2) 来る第12回党大会における中央委員会報告の決定、(3) 中国共産党程の中央委員会案の決定がおこなわれた。

(4) 第5回全国人民代表大会常務委員会第24次會議の開催

当會議は1981年國家予算の決算報告を可決した報告によれば'81年において、基本的に財政上のバランスがとれたこと。その後1月〜7月までの'82年度予算の執行狀況が順調であることが明らかになった。その他中華人民共和國海洋環境保護法、中華人民共和國商票法が成立した。

(5) 対外關係

- (1) 米國の台灣への武器輸出に関する中、米兩國の共國コミュニケ (8.27)
- (2) 日本の教科書問題とその関連問題 (7.20 ~)
- (3) 全日成主席の訪中 (9.16)
- (4) サッチャー首相の訪中 (9.22)
- (5) 鈴木首相の訪中 (9.26 ~ 10.1)

教科書問題に始まった最近の日中關係のさしみを一応従来の軌道に戻したといえる。また、この訪中の際、日中友好病院を視察するなど日中双方によって、技術協力の重要性が確認されたことは大きな意義があった。

また、総理訪中時に57年度円借款が調印された。(650億)

(6) 第3回および国際機関の協力について

① 企業管理分野

中国における企業管理活動の重視に伴い、当該分野の人材養成のためのセンターの設立が相次いでいるがこの中で打診段階のものまで含めて、次に別記すれば、

1) 上海(西独が協力の意向をもつ)

2) 武漢(カナダ “ ”)

初めは成都(四川)に設立する予定のものを変える

3) 大連(米国がすでに協力中)

4) 広州(フランスが協力の意向をもつ)

② 農業分野

1) 畜産

世界農学開発機構が、中国の黒竜江省、内蒙古に協力し、畜産の改善を図る計画がある。カナダ、米国より専門家が派遣され現地調査を本年3月頃より、開始している。

経費は国際機関が30%をもち、中国側が70%をもちといわれる。

2) 東地区の脱塩プロジェクトに対し、現在世銀が6,000万ドルを援助し、5,000万 を対象に事業が進められつつある。

10. 最近の政治、経済動向及び新年度予算の概要（カイロ事務所）

(1) 1981年10月6日、73年戦争記念軍事パレードの最中、サダト大統領が暗殺され、10月14日ムバラフ副大統領に選出され、同大統領は、サダト政策の継承を宣するとともに

- ① 国内治安の強化
- ② 経済問題の解決
- ③ 綱紀粛正と優先課題とし、1982年1月に内閣を

解散し、モヘイッデイン新首相のもとに新内閣を組織し、実務的に政策重常を行っている。しかし、その経済面（経済の立直し）にあたっては、1974年以来の"Open Door Policy"のもと、1980年の実質経済成長8%、国際収支11億ドルの黒字を計上する成長を遂げたが、反面、貧高の拡大、30%を超えるインフレ高進等で低所得者層の不满を増大させた。

一方、2.7~3.0%の人口増加率は、大きな国家財政への圧迫要因であり、食糧自給率60%弱の当国にとって、食糧輸入の拡大は1982年の国際収支を再び1978年以前のように赤字転落となる危機にある。このため、経済建て直しは、ムバラク政権の内政上の重要問題であり、今後の経済政策を重視するとして、1982年8月末に経済関係閣僚（有田総裁御来喚の際、面談されたイブラヒム大蔵・経済担当副首相を含む）を更送した。

(2) 新年度予算の概要（1982/7月~'83/6月）

① ムバラク政権の最初の予算（一般会計、資本移転会計及び投資会計から構成される。）は、人民議会の承認を得て1982年7月1日

から実施された。

予算規模は、前年度当初予算を19.2%上回る146億1,330万エジプトポンド(E £) (1E £ = 0.82米ドル)である。

政府発表による同予算の編成上のポイントは次の通りである。

- (1) 経済社会開発にインセンティブを与えること、
- (2) 強かな軍事力を引き続き維持すること、
- (3) 債務を期日までに返済すること、
- (4) 社会的公正の実現
- (5) 政府支出の抑制
- (6) 補助金の合理化と受益者の制限
- (7) 政府機関及び公的部門職員の職務環境の改善
- (8) 政府機関への機器、役割の提供
- (9) 官業の体質改善
- (10) 公正業の体質改善

② 経済目標

経済成長 8.5%

工業生産 8.2%

内 公的部門 8.7% up

民間部門 2.6% up

石油輸出 9.6% up (24億4,500万E £)

農工業製品輸出 13.5% up (10億5,200万E £)

生活水準の向上

消費 5.4% up

公共サービス 8.3% up

投資政策については、新規投資よりも現行プロジェクトの早期完成、既存設備の更新に重点を置く。

この他、職業訓練、科学研究の振興による労働者の能力向上、貯蓄の振興、雇用の促進、給与引き上げ、輸出の振興、輸入の抑制を重要な経済政策として強調している。

③ 新年度予算の特徴としては、次の点が挙げられる。

- (1) 財政不均衡の高度化
- (2) 国内資金への依存度の高度化
- (3) 外国送金への依存度の低下
- (4) 租税収入の伸び悩み
- (5) 公的部門の益金の伸び悩み
- (6) 生活必需品への補助金のカット
- (7) 生産部門への支出拡大
- (8) 農業、住宅、建設、運輸通信、教育、科学研究分野での支払急増
- (9) 多額の軍事支出の維持
- (10) 給与、年金等の物価スライド引き上げ
- (11) 一般行政費の支出抑制

④ 新年度予算の分析

〔債務の増加〕

内外債務の増加が目立つ。新年度における利払い及び元本償還

は併せて、17億20万Eを計上しており、前年度を39.5%上回る。赤字財政への傾斜を強めている。

〔銀行借り入れ〕

従来も補正予算は組んでいたが、初めて本年度予算より当初より銀行借り入れ15億Eを計上した。新政権の案体的予算を目指したあらわれとみられる。

〔一般会計の伸び悩み〕

① まず権税収入の減があげられる。これは

- ・ 営業収益に対する課税率の引き下げ
- ・ 課税対象限度額の引き上げ等の他

前年度租税収入25億8,420万Eの46.2%を賄った石油及びスエズ運河からの収入が、新年度では多くを期待できない経済見通しによるものである。

なお、政府発表による石油及びスエズ運河益金の実績と見通しは次の通りである。

石油輸出	81 / 82	31億8,570万米ドル
	82 / 83	34億9,280万米ドル
スエズ運河	81 / 82	12億ドル
	82 / 83	10億2,400万米ドル

② 公企業の益金は、製品価格据置き等により減少している。

③ 外国資金への依存度の低下

前年度補正後予算は、16億7,400万Eであったが、新年度においては、大中減の12億7,890万Eにとどまっている。

④ 補助金のカット

エジプト経済において常に内外の講義の的となっている生活必需品（小麦、米、砂とう、食用油等）、国営企業産品（くつ、衣料、食肉、乳製品等）及びサービス料金に対する補助金は、大巾にカットされ、前年度の25億74万E£を20.7%（5億3160万E£）削減しようとしている。

⑤ 軍事支出の維持及び一般行政費の抑制

両予算の対前年度増分は、2億8070万E£で、その大半は、シナイ半島の軍事監視団へのエジプト負担分（2.500万E£）をはじめとする軍事支出で、一般行政費では、職業訓練プロジェクトに1250万E£を計上している他は概ね抑制されている。

⑤ 82/83 予算総表（単位：百万E£）（）内は81/82 予算

歳出総計	14,613.3 (12,259.6)	歳入総計	14,613.3 (12,259.6)
一般会計	8,753.8 (7,147.9)	一般会計	8,692.4 (7,889.5)
給与費	2,444.1 (2,100.3)	行政部門	5,923.5 (5,479.7)
経費支出	6,309.7 (5,047.6)	公的部門	2,768.9 (2,409.8)
資本移転会計	1,924.0 (1,411.7)	自主財源	1,075.6 (844.1)
投資会計	3,935.5 (3,700.0)	資本移転会計	241.0 (256.3)
		投資会計	834.6 (587.8)
		不足分調達	4,845.3 (3,526.0)
		外国資金	1,278.9 (1,655.0)
		借款	210.2 (320.4)
		贈与	106.0 (21.0)

カイロ事務所

クレジット・ファシリティ	962.7
	(1,313.6)
国内資金	2,066.4
	(1,871.0)
銀行借入	1,500
	(-)
一般会計	61.4
	(-)
資本移転会計	1,387.8
	(-)
投資会計	50.8
	(-)

11. 最近の政治動向（リヤド事務所）

PLOが、ヨルダン内戦で同国を追われ（1970年9月）、その後12年間にわたってその政治・軍事拠点としてきたレバノンから再び退去せざるをえなかった（1982年8月）いくつかの理由に、米ソの確執、イスラエル軍事力の圧倒的優勢があげられているが何といたっても最大の理由はアラブの力が低下したことだろう。

アラブの力とは何か、一口に云ってアラブの結束といえる。レバノン紛争に今回一応の結着がついた感があるが、この間アラブ諸国は沈黙を守り通した。何故か、世界的な景気停滞による石油需要低下からくるアラブ産油国の威力喪失とイランに実例をみるイスラム革命の脅威と見るのが至当だろう。いずれにせよ、アラブ諸国の沈黙は、アラブの結束の弱さを披瀝した一面であることを否めない。

1981年の世界総産油量が6.2%の減産率を示したのに対し、中東諸国のそれは平均にして23.9%にも達しているので、パレスチナ問題にかかわっているだけの余裕はなかったといえる。当国も、その例外ではなかった。

しかしながら当国サウデイアラビアのアラブにおける位置づけは、当国の新聞、テレビ等の報道を客観的に見ても、相変わらず有力な一員の座は保っておる模様であるだけに、アラブの結束と当国のかかわりあいが今後どのような形で表われるかその動きに注目したい。内政的にもイスラエル批判の声はあっても、具体的な反応が出るには至っていない。

12. 閣僚の交替等 (ブラジリア事務所)

(1) 重要閣僚の交替があった。8月、教育大臣として女性が初めて入閣 (Esther Figueredo Ferraz 元マッケンジー大学学長) し、教育大臣であった Ruben Ludwig 将軍が (大統領側近) 武官長 (Chefe do Gabinete Militar) とはり、武官長であった Danilo Venturini 将軍が土地問題特別省 (新設) 大臣となった。女性閣僚は人気取り。Ludwig 将軍は昨年、デルフィンネット企画大臣との不仲がささやかれたが、逆に昇格しており、情報局長 (Octavio Medeiros) とともに次期大統領候補といわれている。土地問題特別省が INCRA (パウロ横田 総裁) の上立ち、国家安全保障の見地から土地問題に取り組むこととなった。(別添 '82 8/18 号 V E I A 誌及び新聞切抜)

(2) セラード開発に対する非難

9月20日ゴヤス州選出下院議員アデマール・サンチニ (野党、PMDB) がセラード開発プロジェクトを非難。パイロットプロジェクトは成成したとして現在拡大されようとしているが、これは日本のインテレスで日本主導が進んでおり、何等伯に利するものではないと昨年パラナ州選出下院議員エリオ・ドウケが言ったことと同じ形で非難している。(下院議員一覧表別添) 本稿を書いている10月初旬の第6回セラードシンポジウムの場においても一部の識者から本件と同様の事柄が応答されたと聞いている。(CPA ロマノ 社長が答えた)

非難が続発しているわけでははいが (日本人、JICA、日系進出企業、日系人を一把ひとからげに扱ひ、いわゆる日本人はけしからんということになる) 担念に記録しておき、必要な場合は反論もしなければ

ばならないと考える。

JICAとは直接関係ないが日系農家及び日系企業所有地への大挙不法侵入(伯人の土地だ、日本人は出て行けという論法) 身近にはJICAパルビャアレグレ移住地への不法侵入など。1.3)で述べたことと無関係ではないようだ。

インフレは激しく昨年同様100%インフレが予想されている。失業の増大、外債(800億ドル)輸出減退と明るい材料はなく、さしもの陽気なブラジル人も忍耐の限界に近づきつつある。かかる時期には、無知な貧困伯人が経済進出の著しい黒人種(たる日系人)に理不尽な行如に出ることがありうる。

13. 大統領選挙結果等(メキシコ事務所)

(1) 7月4日に実施された大統領選挙は、与党PRI(立憲革命党)候補の Miguel De la Madrid が 74.4% の得票率をもって圧勝した。また、同時に行われた国会議員の選挙も与党が圧倒的に強く、上院会議席(64)、下院の絶対過半数を占める結果になっている。因みに、下院の議席構成は次の通り

立憲革命党(PRI)	295
国民行動党(PAN)	51
統一祝会党(PSUM)	17
民主党(PDM)	12
人民社会党(PPS)	10
労働社会党(PST)	11
	4
合計	400

(2) メキシコ政府の為替政策は、8月に入って混乱を極めた。為替に関しては、伝統的に完成な自由交換制(固定または変動の差は別として)を維持してきたが、対外債務の累積(850億ドル、本年度の支払外貨150億ドルといわれる)外貨の国外逃避、投機的取引等により8月6日メキシコ史上初めての二重相場制に移行(優遇レート49ペソ一般レート70~90、ペソの実質的切上げ)、8月13日外貨建預金の外貨建引出しの禁止、為替市場の閉鎖、8月19日為替市場の再開と同時に実質的な三重相場制、対ドルレートの小幅切下げ等目まぐるしく変転した。そして、9月1日の大統領教書によって為替の全面的な統

制が決定的になった。その後、発表された為替管理令、細則等によれば、その内容は大略次の通りである。

- ① 不当な資本逃避、投機的取引を排除するために、国家が外貨を完全に管理する。
- ② 国内における外貨の自由な流通を禁止する。
- ③ 既開設のドル預金は、すべて指定レート（1ドル = 70ペソ）によって、ペソ預金に切換えられ、以後ドル預金は認めない。
- ④ すべての外貨取引は中銀の指定するレート、指定する金融機関で行う。
- ⑤ レートは重要物資等の取引に適用する優遇レート（1ドル = 50ペソ）と優遇レート以外の一般の取引に適用する普通レート（1ドル = 70ペソ）に分かれる。
- ⑥ 国内居住者の外国旅行に対しては年間の持出し枠を定める。
医療 6,000ドル、業務 3,000ドル、その他 1,500ドル
但し、中銀が売却するのは最高 5,000ドルまでとする。
- ⑦ メキシコへの入国者はすべての外貨をペソに切変え、出国時にペソ現金を外貨へ変換するものとする。（但し、実行未定）

(3) 大統領教書発表

9月1日、ポルティリョ大統領は、治政最後の教書を3時間50分にわたって発表した。その前半は、過去6ヶ年の業績を数字をあげて説明する一般的なものであったが、後半において誰もが予想しなかった民間銀行の国有化と外国為替の完全管理という衝撃的なものであった。

その内容を要約すると、政治関係では国内的には7月4日の総選挙を通して、政治的複数主義（一党独裁ではないこと）を実現し、国際的には国連外交の重視と南北サミットの成果を讃え、また、米国との友好関係の維持を基本としながらも、中南米、カリブ諸国に対する外交の独自性と協調性を貫いたと自負し、経済関係では失業の減少

国民生活の向上、人々とその分布の適正化を目標にかかげ努力した。

石油開発については'82年の石油生産は'76年の3.5倍増の日量280万バレル（全世界の44%）になり、輸出は150万バレルで140億ドルに達する。（因みに石油の確認埋蔵量711億バレル、潜在埋蔵量2,500億バレル世界第4位）石油化学はこの5年間に23の石油化学プラント及び21の支援施設が稼動し、PEMEXの投資額は270億ドルに達した。更に電力、工業、鉄鋼業、農牧業等すべて分野におけるこの5年間の大躍進の成果をうたいあげている。以上が前半であるが後半では、メキシコ経済の悪化を認め、その原因として、海外の高金利、一次産品の価格低下と輸出減少、過剰輸入をあげる一方、メキシコからの資本の逃避（メキシコ人の海外預金は140億ドル）、投機的取引（米国におけるメキシコ人の不動産所有250億ドル）が事態を悪化したとし、それに加担した民間銀行は国家的裏切り行為とに批判、このような行為を排除するために民間銀行の国有化と為替の全面管理を行うと宣言したものである。

この宣言は一般大衆には、石油（1938）、電力（1960）の国有化に次ぐ愛国的行為と受けとられ、各地で支持集会が開かれたが、財界では正面きつての対決姿勢はないものの、社会主義化、官僚集権化の累拳として受けとっては、一方、海外では倒産不安のある金融機関

に対する国家保証であり、銀行国有化を歓迎する向きもあり、その評価は一様ではないが、各銀行が正常に機能するまでには時間を要しよう。

(4) 1981年国民総生産

1981年の国民総生産は5兆8,580億ペソで、部門別構成は次の通り

	1981年	1970年
製造部門	22.2 %	23.7 %
商業 "	21.0	22.8
集団・社会・個人サービス "	17.7	14.3
農牧 "	8.3	12.2
金融保険不動産 "	8.0	11.9
通信運輸 "	6.8	4.8
建設 "	6.8	5.3
ホテルレストラン "	2.8	—
電力 "	1.0	—
石油 "	6.6	2.5

14. クーデター未遂事件(ナイロビ事務所)

8月1日未明、ケニア空軍と一部大学生によるクーデターが発生し、一時、大統領府、放送局、空港を占拠し、革命人民評議会の名のもと、革命が成功した旨の声明がだされたが、同日夕方ケニア陸軍警察による政府軍は、クーデターを鎮圧し、モイ大統領も声明をだし、クーデターは失敗に終り、政府に忠誠を誓うよう国民にうったえた。8月2日から2週間程、ケニア空軍反乱軍の掃討が続き、夜間外出禁止令がひかれ、9月4日になり、これが解除され、平常の治安に戻った。

クーデターの原因、思想的背景等は判明していないが、ケニアは近年天候不順による農産物・生産量の大幅減少、貿易インバランス、インフレーション等経済状態は極度に悪化し、民衆の不満もたかまっていた。クーデターの混乱に便乗し、一部民衆が暴徒と化し、インド人経営の商店(貴金属、電気製品、高級フティック、洋酒類)を略奪し、破壊した。これは流通、経済を独占しているインド人に対する不満の爆発であり、今後の経済の回復が心配される。

また、クーデター銃げき戦により、日本人観光者1名が死亡するという不幸があり、反乱軍、政府軍兵士による、旅行者に対する略奪、暴行事件は、現在観光客の激減となってあらわれており、外貨獲得の重要な部門を占める観光に影がさしていること、併せて、不安材料である。

なお、本事件を通じ、専門家、協力隊員、事務所員及びその家族は全員無事であったこと、なりよりであった。

Ⅱ. 協力事業の主な動き

1. 無償資金協力の動き等（バンコック事務所）

(1) マハラート病院開院式

経済技術協力分野では、特に無償協力の実施が目立つ。バンセン海洋科学センターとマハサラカム看護学校は順調に建設がすすんでおり、マハラート病院も一期分の完了を待って9月12日 Crown Prince の御臨席を得て、開院式が行われた。カンボディア難民の生活用水確保のための4つのダムも、7月14日農業大臣宛に正式に贈呈が行われたし、タイ被災民職訓センターの定礎式も8月27日に行われている。この他盲人用機材の供与もスリンセスの御臨席を得て行われるなど、我が国のタイ国に対する協力ぶりを内外に示しつつ、関係の緊密化が図られている。

(2) プロジェクト方式技術協力のフォローアップ

① KMIT

9月28日より10月1日までエバチームが来タイ。現協定の延長は行わず、データ処理と半導体の分野でフォローアップを行うこととなった。

② とうもろこし開発事業

とうもろこし開発プロジェクトのエバチームが海外農業開発協会大戸専務理事を団長として7月6日より7月23日まで滞在し、先方と協議を行った。タイ側は協定の延長によるこれまでの協力分野のすべてについて、引き続き日本側の協力を求めていたが、結局フォローアップで対応することとなった。

(3) 東部臨海工業地帯開発

東部海岸工業地帯の開発については、工業化を目指すタイ国は相当

のプライオリティを付し、開発委員会の下にいくつかの分科会を設置しその推進に努めているが、現在我が国が実施している工業港開発の調査に加えて、後背地のマスタープランばかりでなく、詳細設計の段階まで出来ればJICAで実施してほしいとの意向をNESDBでは持っており、先般日・タイ関係者間での意見交換の場でタイ側より表明された。これは同じく東部海岸工業地帯の工業用水確保のためのパイプライン敷設のための詳細設計を特例としてJICAベースで実施した前例をふまえている訳であるが、本件は円借款の中で行われるべきものである。こうした意向があえて表明されるのは、ソーダ灰工場建設の時期とのかねあいなどを考慮し、且つ全体の計画を予定どおり推進したいとの考えによるものである。

2. アセアン人造りプロジェクト R/D 署名等 (マニラ事務所)

(1) アセアン人造りプロジェクト

9月9日 R/D 署名

鈴木総理のアセアン訪問時に提唱された条件として、比側からの要請条件を度重なる調査団を派遣して協議した結果、R/Dの署名を行なうに至った。

内容は居住環境省傘下の *University of Life* を中心とし *Program I~IV* までの複数のプロジェクトを総合的に実施するが、無償資金協力と技術協力が一体となって協力することとなっており、今後この実施に関しては当事務所としても重点的に精力を注ぐ必要がある。

なお、専門家派遣に関しては、全体を総括するチームリーダーの人選に関して適任者の人を得ることが、本プロジェクトの実施上の成否を大きく左右するものであることは、調査団・在比大使館との一致した意見であり、この点に関し本部に於て適任者を得られるよう望むところである。

(2) パンタバンガン森林造成

昭和51年6月 R/D 署名をもってスタートした本プロジェクトは、その後無償資金協力により供与した森林保全センターを含めて、協定化の動きが両方に有ったが、協定の条項(専門家の免責条項等)の点の解決がはかどらず、R/Dの延長を3か月又は6か月と行ない協力を継続して来た。

7月下旬、協定化の折衝は継続することとして、森林保全センターを含めた(中堅技術者養成の中核となる)新R/Dを署名して、新たに5か年間の協力を行なうこととなった。

(3) 青年海外協力隊派遣事業

今期 帰国隊員 10名

着任隊員 4名

なお、半期に1度の健康診断を8月3日から7日に実施したが、全員異状なく平常の勤務についている。

(4) 帰国研修員同窓会 (PHILJAPA - PHILIPPINE - JAPAN FELLOWS ASSOCIATION) の会長

同窓会会長 Mr. Bayani Gutierrez は TUP (Technological University of the Philippines) の副学長の職に有ったが、7月25日付で定年退職した。なお同氏は同窓会会長の職は継続就任。

3. 各協力事業の現況（シンガポール事務所）

(1) 研修員受入

技術協力年次協議（8/29～9/1）において、内田団長より次の点を指摘した。

① i). 今後一層経費分担方式を拡大したい。

ii). 協議、視察を目的とする研修員は原則として受け入れない方向で考えたい。（シ側は上記団長の発言に対し、かゝるわが方針は「シ」国の現状に合致するものとしてこれを了承した。）

② 新規要請

ゴ-警察庁長官より日本代理大使にあてた9月29日付書簡において次のカウンターパート研修要請がなされた。

i) わが国交番及び警察署における研修

- ・ 受入れ人数 5名
- ・ 研修期間 3週間
- ・ 時期 58年3月

ii) 市民警察における訓練モジュール及び技法についての研修

- ・ 受入れ人数 3名
- ・ 研修期間 3週間
- ・ 時期 57年11月あるいは12月

iii) わが国交番活動のフィルム取材

- ・ 受入れ人数 5名
- ・ 研修期間 3週間
- ・ 時期 57年11月あるいは12月

。 本件要請に対する当事務所意見

本件はわが方が専門家を派遣し現在実施している警察組織再編成（交番制度導入）に関連するカウンターパート研修の一環である。「シ」内務省及び警察庁が総力をあげて推進しているわが方交番制度導入計画は当国警察制度を改革するためのナショナルプロジェクトであり、わが方としても専門家を派遣し協力を開始した以上これで失敗は許されない。交番制度がわが方独特のものであることから、当制度を「シ」側により良く理解させるためには、カウンターパートを、わが国において交番に配置し専門家の指導のもと実地訓練させる必要があると考える。ついでには、当要請が年度途中でなされたため研修事業部には大変ご迷惑をおかけすることになると危惧するも上記事情ご賢察の上、本件可能なかぎり受け入れる方向でご検討いただきたい。なお、受入れ方法としてはGGベースによることが望ましいと判断する。

(2) 専門家派遣事業

機材調達件数 3件

専門家携行機材、リコー複写機等を現地調達した。当事務所としては次の理由により携行機材は可能なかぎり現地調達したいと考えている。これにつき本部の意見をお聞かせ願いたい。

1. 納期が本部調達に比し大巾に短縮される。（リコー複写機の場合納期は2月、規格品なら即納可能）
2. わが方の場合、政府調達となるため *Government price* が適用されるので市価よりはるかに安く調達可能（但し割引率は明らか

にされてなく、ケースによるとのこと)

3. 当地の仕様に適した機材が調達できる。
4. より良いアフターサービスが得られる。

① Q.Cサークル唐津専門家

当専門家は8月19日から同25日まで訪星し、企業経営者及び実務者を対象にそれぞれセミナーを開催し、好評を博した。当専門家の受入れ窓口である国家生産庁の事務局長よりわが方に対し、

1. 今後とも当専門家のように深い知識・経験と十分な語学力をそなえた専門家を派遣して欲しい。
2. 専門家の派遣通知は「シ」側の受入れ準備の都合上前広にお願いしたい。

の2点の要望がなされた。

② 警察組織再編成 桜井・吉村両専門家の再派遣(要請)

「シ」警察庁長官はわが方代理大使にあてた9月23日付書簡において、7月25日から9月24日まで交番制度導入について「シ」警察幹部の指導にあたった両専門家を58年1月第2週から6週間再派遣して欲しい旨要請した。要請の理由としては、先般両専門家が指導した警察幹部が今回自ら作成した教材をもとに交番配属予定警察官を直接指導する際、これが適切に行われているかわが方専門家にチェックしてもらいたいとのことである。

。 本件要請に対する当事務所意見

第1. 四半期数でもご報告申し上げたとおり、「シ」警察のわが方交番制度導入は「シ」内務省及び警察庁が総力をあげて推進しているナショナルプロジェクトであり、わが方としても協力を

開始した以上、これの失敗は許されず、可能なかぎり協力する必要があると考える。ついでに、「シ」警察事情に精通している桜井、吉村氏両専門家を先方要望ラインで再度遺願したい。

(3) プロジェクト方式技術協力

① 日本・シンガポール訓練センター

1) センター管理業務のシンガポール側への引継ぎ完了

8月1日、当センターの管理業務は全面的に「シ」側に移管された。なお、センターの理事長には岩山氏に替わり、ケサバン氏（前次長）が就任した。同センタープロジェクトは来年6月わが方の協力期間が満了することとなっており、炭山チームリーダー以下全専門家がプロジェクトのいわば最終仕上げに全力を傾注しているところである。プロジェクトはわが方専門家の努力により順調に実施されており、特に問題とするところは見当らない。

② 日本・シンガポール、ソフトウェア技術研修センター

1) 要検討課題：プロジェクトの中期ビジョンの作成

ニー・アン・ポリテクニク（Ngee Ann polytechnic）（わが方高専相当）が英国コンピューター会社（ICL）の協力で、わが方プロジェクトと競合関係になるコンピューター研修センターを今年12月に設立することを発表したこと、また本学卒業生には英国コンピューター協会が実施する資格試験中、PART I が免除されることとなったなど、わが方プロジェクト設立当時、予測しえなかった事情が新たに発生したので、わが方としても「シ」国のコンピューターリゼーションの状況をふまえて、先般来検討方お願しているMITIの“情報処理技術者試験”の導入を含む今

今後数年間の所要措置についての中期ビジョンを早急に作成する必要があると考える。

ii) 技協年次協議における「シ」側の要望

ア. 教授方法に関するソフトウェアシステムの開発、提供

イ. システムアナリストコースの運営に関し、生徒に直接講義のできるわが方専門家5名の追加派遣

4. 車輛整備工場の操業等(ダッカ事務所)

(1) 無償資金協力事業 88 / 8 億円で設置された「バ」道路輸送公団の *Integrated Central Workshop* は昨年 12 月より専門家 5 名の指導のもとに操業されている。しかし、この事業場も運転資金の不足のためたえず資材や交換部品が不足をきたしている。また、人員の配置にも不備があり、技術移転が思うように行かない。

当事業場はインド亜大陸では最も近代的施設内容を持つといわれているが、最近の実情では日本人専門家が街中へひとつふたつの部品探しに半日を使って出かけなければならなかつたり、あるいはタイヤ再生装置で使うゴムをとく油をその都度、現地人が空罐をさげて近くのガソリンスタンドへ買いに出かけているなど、およそこの事業場にはふさわしくない不合理な仕事もやらざるをえないほどになっている。

輸送公団の会長に対してはこのような事態の改善を文書で行い(この措置は 6/1 付 DK-032 および 7/5 付 同 -059 にて担当部長宛業務報告済み。) また、直接に面会を求めて口頭で申し入れをしている。

(2) 家族計画プロジェクトの変革

本年 6 月、バ側は当方になんの連絡もないままそれまで実施していた家族計画プロジェクトの廃止を決定し、オフィス組織を解消してしまった。このプロジェクトには日本人の専門家が派遣されているが、先方の決定は日本の協力部分だけを残すという なやり方であったが、オフィス組織が消滅したので、日本が拠点としているクリニックもバ側の資金的(給料、光熱費)関係を新たれたままになった。

バ側はこの措置を 年 3 月に誕生した軍事政権の手で行ったが、政

府ベースのヨエの家族計画プロジェクトは外国援助部分（ローカルコストの負担面）の少ないプロジェクトから廃止されたのである。

わが方からは、手紙や面会で相手の方針をさぐりながら、同時に機材の無断引き上げを差し止めるなど R/D の存在を喚起するなど働きかけた。バ側も日本の援助（機材と専門家と研修員および中堅技術者養成対策事業）を感謝しており、R/D の存在も無視はしていないという態度は守っている。そして、この国にとって家族計画は食糧増産について重要な施策であり、日本の新しい形の協力を求めたいとの意向も示していた。（業務連絡 6/14 付 DK 第 5 クー 035、7/5 付同 - 050、7/20 付同 - 067、8/1 付同 - 071 等を参照）

(3) N-N かんがい整備事業に係る土地収用問題

ダツカ近郊（約 25 マイル地点）での末端かんがい整備事業（無償資金協力事業費（9-35 億円）にともなうポンプ場の土地収用問題でいままでに約 4 か月間も進捗が差し止められている。

この敷地は約 2.9 エーカーであり、4 人の地主がいて、政府は土地収用法により、買収価格まで決定したのに、その値段が 70 万タカ（約 7 百万円）という異常な額のため、それを事務処理する責任者が尻込みしているのがどうやら実情である。

バ国の土地収用法は今回の軍事政権の成立後に改正され土地収用が容易になったといわれている。しかし、その新しい法律の第 1 号の適用をうけるといわれる当該事業の収用が前記のように 70 万タカという異常値に決った。この土地はダツカ近郊といっても、一面の水田の中の一点であり、一年の大半は水面下にあり、乾季でのジェートあるいは稲の栽培が可能であるだけの土地に過ぎない。当該プロジェクト

を担当するコンサルによれば、この土地はプロジェクト化が決って、
そして今年だけでも3回の売買が行われていることを確かめている。
取用値はその3回の平均値をあてたということである。(業務報告、
6/1付 DK第57-029、6/14付 同-034、8/1付 同-078 参
照)

5. 昭和58年単発専門家派遣計画等(ジャカルタ事務所)

(1) 昭和58年単発専門家派遣計画について

オ2四半期における専門家派遣事業の主要業務として来年度の派遣計画の作成があったが、当事務所が特に留意したい事項を記述する。

昭和58年度の上記計画を検討・集計した結果、以下のとおりであった。

- | | | |
|---------------|--------------|------------|
| (イ) 専門家新規派遣要望 | A. 105名(86名) | B. 28名(8名) |
| (ロ) 後任専門家派遣要望 | A. 32名(31名) | B. 4名(0名) |
| (ハ) 任期延長要望 | A. 13名(15名) | |

(調)・カッコ内昭和57年度派遣計画数

- ・(イ)の新規派遣要望は全く新しい派遣要請の他にこれまで派遣が実現しなかった未実施要請を含む。
- ・Aはプライオリティオノ順位、Bはオ2順位

昭和58年度の上記計画で特徴として指摘されることは新規派遣要望が著しく増加していることである (A. 86名 A. 105名)。

これに比し、後任専門家派遣・任期延長は57年度計画時に比べほとんど変化なく硬直しているといえる。

前段で記載した通り、ここ1,2年在任する単発長期専門家は65名前後で、短期専門家の派遣についても年間20名前後である。予算事情の厳しい折この傾向は昭和58年度も現状、維持が精一杯と推量すると、昭和58年度の新規派遣は以下となる。

・在任専門家 65名 - (後任専門家 32名 + 任期延長 13名)

= 20名

・短期専門家数推計

20名

計 40名

以上から、新規派遣要望数105名に対して割当数40名となり積み残し数65名となる。Bのオ2順位の要望数28名を加えると93名の積み残しが予想される。また昭和55年度内に新規に緊急・重要案件が発生した場合さらに積み残し案件が増加すると考えられる。

上記のような傾向は昨年度計画時にも現われていたことであるが、事業費の伸び悩み、単価アップ等で益々深刻になっている。本年6月、東京での年次協議の結果、R/Dに「かんがい防分野……等の既得権化している分野の専門家の派遣を極力削減し新規分野へ振替えていく……云々」の方針を益々強化していく必要性に迫られている。

当国は国土面積は日本の5倍、人口は1億5千万(増加率2.4%)開発潜在能力極めて大等にあつてあらゆる分野が開発途上にあり、有田総裁が強調される如く、各国の援助状況を把握し、わが国の国益も十分検討し、また、事業団の各種の協協方式も総合し単発専門家派遣の効果的実施の在り方を検討すべき段階に來ていると考える。

これまでの傾向はどちらかというとなら関係省庁、政府機関、民間の人事上の都合が特に重視されてきた趣きが強いと云える。これも重要な要素ではあるが、今後の派遣計画に当っては以下のことを提案したい。

- ①. 戦略的に必要な協力部門、分野の方向を明確にし、プロジェクト方式、開発調査方式等の他の技協も総合し単発専門家の重点協カ分野のガイドラインを作成する（分野別の専門家枠を決める）
- ②. 既要請案件で実施不可能案件は年次協議の席上等で取下げを要求し案件の整理を行う。
- ③. 効果的な単発専門家による技術移転が行なわれているか、赴在中専門家の業務・活動をレビューする。
- ④. 新規案件については、効果的な技術移転を行いうるか、職場・業務環境をチェックする。

現在の派遣の状況から特に、専門家の配置をみると中央行政官庁、出先機関、中央試験・研究・訓練機関に大別されるが、地方出先機関については、カウンターパートの配置、語学問題、役務提供型業務、専門家の生活環境等に種々の問題があるため極力派遣を避けるか、特定課題の協カを終えたら直ちに引き上げる。また中央行政官庁は事業現場と距離があるので当国の経験者でないとならない。これでは当国において専門家の育成が図れないので、例えば、かんがい分野については、ハンドンのかんがい局設計、計画部に対する派遣が好ましい。

- ⑤. 技術移転を効果的に行うには、国内の人選の難易度に語学力、知識・経験、常識的人格、技術の現地適応化を十分に組み込まれるべきで、人が余っているだけでは問題にならない。

(2) 57年度単独機材供与案件について

- (1) 5月6日付経協技/合オ1835号にて昭和57年度単独機材供与

案件として下記二件の実施予定の報告があったが、

- (1) TV方式交換装置 40,000千円 情報省
- (2) 銲物分析用機材 35,000千円 工業省

6月 24日、日伊技協年次協議で緊急要請のガルングン火山に対する単独機材と前記二件を含め再調整が行なわれた結果、イ国技調委から本年度案件としてガルングン火山向機材が決定された。

(ii) 要請内容検討の結果、土石流災害予測のためとして下記が決定された。

- (1) ガルングン火山 75,000千円 公共事業省

内訳 (1) 小型レーダー雨量計 1式

(2) 泥流感知装置 1式

(iii) 本件について、イ側は既に大量の火山噴出物が生産され、雨期の到来と共に直ちに土石流による二次災害が予想されるところ、雨期前(10月末)の設置を強く希望しているところである。

(iv) JICA本部より10月早々本件購送にかかわる現地調査のため専門家が派遣されることになっている。

(3) コンサルタンツ業務の実態調査チームの来訪

標記チーム、JICA上村調達部長が9月3日から11日まで当国を訪問しコンサルタン会社の実態調査を行ったが、調査期間中、7日、イ国公共事業省と会議を行い、同省関係者からJICA調査事業に対して以下のような要望・質問が出された。

(参考のために会議出席者は大臣官房、道路総局、水資源総局、都市住宅総局の局長クラスまたは海外部長クラスであった。)

① 開発調査を通しての技術移転をさらに一層効果的に行って頂きたい。

団員の資格要件（語学、経験等）に留意してほしい。

調査の手法・手続についてより移転を図ってほしい。

- ② 現地調査作業を多くし、技術移転の機会を拡げてほしい。
- ③ S/W協議で取り決めた内容により調査を行ってほしい。
- ④ 日本側の予算計上に沿って、カウンタールピアを確保したいのでコンサル契約が決まった段階で契約額を連絡してもらえないか。
- ⑤ JICAは何故、1つの案件でジョイント方式をとるのか。（共同体結成について）

(4) プロジェクト別主要会議、行革又は決定事項等

NO	プロジェクト名	開催日	主要会議行事又は決定事項
1	農業研究協カ		朝日新聞等取材訪問
2	養蚕開発	57.9.13 57.9.21~57.10.7	合同委員会開催 エバチームによりR/D2ヵ年延長の提言
3	伏物保護		特になし
4	家畜衛生	57.7	4名の専門家が帰国、3名残
5	中堅農業技術 者養成	57.7.15 57.7.2~57.7.17	合同委員会開催 巡回指導班により前半期活動レビュー後半期活動方針決定
6	ランポン農業開発	57.7.2~57.7.13 57.9.11~57.9.12 57.7.8~57.7.17	巡回指導班により協カ終了後のプロジェクト引継方針決定 朝日新聞取材 ネセル・ジャパンテレビ番組
7	ポータル農大農産 加工	57.7.17 57.7.6~57.7.22	合同委員会開催 エバチームによりR/D2ヵ年延長提言

NO	プロジェクト名	開催日	主要会議行事又は決定事項
8	浅海養殖	57. 9. 7 57. 8. 26 ~ 57. 9. 10 57. 9. 6	合同委員会開催 計画打合せ 水産養殖セミナー開催
9	南スマトラ 森林造成	57. 9. 8 57. 7. 22 ~ 57. 7. 23	合同委員会開催 競売新聞取次
10	農業開発センター		特になし
11	かんがい 排水施設センター	57. 8. 10 57. 7. 25 ~ 57. 8. 7 57. 9. 22	センター開所式 計画打合せ・訓練カリキュラム作成他 モデルインフラ(屋外水理施設) 契約着工
12	火山砂防技術 センター	57. 8. 26 57. 8. 15 ~ 57. 8. 29	R/D締結 R/D協議ミッション
13	北スマトラ 地域保健対策	57. 9. 2 ~ 57. 9. 3 57. 8. 22 ~ 57. 9. 7	第6回ステアリング・コミティ・ミーティング開催 ITチーム 非公式に/年延長提言
14	看護教育	57. 8. 19	合同委員会開催
15	家族計画		特になし
16	建材開発		特になし
17	スマトラ化学工業 研修開発センター		プロジェクトプロモーション専門家帰国
18	バイオマスエネルギー 研修開発センター		長期調査員赴任帰国 10月中旬 R/Dチーム来予定
19	ペーパー製造センター		10月上旬事前調査団来予定
20	リズカババド・ト・ラム		進展なし
21	国立薬品品質管理		専門家派遣予定

(5) 無償資金協力促進事業

NO	施設名	供与額	進捗状況
	(実施中案件)	(億円)	
1	バイオマスエネルギー研究開発センター	15.5	順調に推移、6割程度完成
2	リアムカン末端かんがい施設建設	7.6	順調に推移、5割程度完成
3	化学工業研修開発センター	15.8	順調に推移、6割程度完成
4	地域開発訓練センター	3.0	57. 8.17 ~ 8.24 促進調査 機材購入契約促進業者決定
	(計画中案件)		
1	ラジオテレビ放送訓練センター	18.0	8月20日 E/N 署名交換 8月29日 コンサル契約締結
2	オムニ紀地質研究所	3.75	8月20日 E/N 署名交換
3	アセアン人造りセンター	30.0	12月 B/D 調査予定

(6) 「1」国帰国研修員同窓会発足総会の開催

9月10日「1」国帰国研修員発足総会が会員約120名の参加の下に、当地アレジアントホテルにて開催された。

当日は、日本大使館山崎大使も出席され、サプトダルソノ同窓会会長の報告、宮本ジャカルタ事務所長のスピーチ、山崎大使のスピーチに続きインドネシアダンス、会員有志による歌等のアトラクションへと進み午後9時今後の本会の発展を誓いつつ盛会裏に閉幕した。

(7) 始関建設大臣一行は9月30日来印し、10月1日インドネシア液撻専門家の懇談会に臨まれた。ジャカルタ事務所からは宮本所長、後藤次長が随行し懇談会に出席した。同大臣一行は10月2日 JICA プロジェクト火山砂防技術センター、10月3日 JICA プロジェクトジャ

ルタ市街地再開発プロジェクト他を視察し、次の訪問地シンガポールへ行った。

6. 各協力事業の動き（ボゴタ事務所）

(1) 研修買受入事業

① 集団コース

本年度当国に対する割当4ノコースのうち、上半期に開始したコースは3ノコースであった。このうち農業普及、沿岸鉱物資源探査、結核対策、地下水資源開発、地震工学、麻薬犯罪取締セミナーの6コースに対しては残念ながら参加者がなかった。これは主として政権交替に伴う人事上の理由によるものである。

② 個別研修

アトラート河水力発電計画調査カウンターパート ERNESTO PEÑUELA 及び HECTOR JULIO GUERRERO の2名が6月10日から約1ヶ月半にわたり研修を実施した。

下半期の計画としては、単発2名及びカウンターパート7名（資源開発協力基礎調査関係2名、海水淡水化計画調査関係3名、水産資源調査関係1名、漁業専門家関係1名）の受入れが予定されている。

(2) 専門家派遣事業

① 船舶機関専門家の着任

田野尻専門家は、予定通り8月2日当地着、同3日任地カルタヘナに着任した。

② 漁業管理、漁撈専門家の任期延長要請

木村及び松坂専門家の任期は明年3月で満了するところ、先方より2年間の延長要請がなされた。

沿岸漁業振興計画に対する57年度水産無償援助も決定されたこともあり、両専門家の継続協力は是非とも必要であると判断される。

(3) 開発調査事業

① ピエドランチャ地区資源開発協力基礎調査

本件調査は今年が最終年度であり、本年度上半期においては次の調査及びボーリング調査等が行われた。

ボーリング調査の結果、有望な金鉱があることが判明したとの報告を受けており、本件協力が好結果をもたらすことが期待される。先方としては、本件協力に引続き我が方に対しPRE F/S調査の実施を希望しているところ、これが実現方望まれる。

② アトラント河水力発電開発計画調査

本件調査は当初ICEL側が7月初旬に地元コンサルタントと契約の上事前基礎調査を行い、明年1月から我が方の協力により本格調査を実施することになっていた。

上記契約の技術的助言を行うため吉沢団長が6月13日から7月9日までの間来「コ」し、5社から提出されたプロポーザルの内容を検討の上、ICEL実務レベルとしては契約相手先を内定した。

契約相手先の最終決定は、ICELの役員会でなされることになっていたが、折しも政権交替時で、大幅な役員の変動があり役員会が開催されず同契約締結の大幅な遅れを余儀なくされた。

③ 海水淡水化計画調査

本件調査は当初サン・アンドレス島の海水淡水化計画のF/Sのみを対象とするものであったが、その後「コ」側よりプロビデンスシア島淡水化計画についても概略調査をして欲しい旨の追加要請が出された。このため後藤ミッション(団長 鉦計部 後藤次長、通産省 塚本技官)が7月6日から11日の間来「コ」し、上記概略調査も含めるこ

とで先方と合意した。

上記の経緯を踏まえ、橋本団長以下6名の調査団が7月4日から27日までの間来「コ」し、両島における現地調査を実施した。なお、調査団員のうち大高団員は病気のため7月11日早期帰国し、交替要員として永山団員が7月18日から同27日までの間派遣された。

本年12月にはドラフトファイナルレポート説明ミッションの派遣が予定されている。

④ ボゴタ～ベナベンツラ間道路計画調査

本部より送付のあった本件調査報告書を6月9日公共事業、運輸省に引渡した。

本件調査に関し、現在調査用車両3台(トヨタ・ランドクルーザー)を先方に貸与しているが、先般先方より同車両を供与して欲しい旨要請越したところ、目下その可否につき本部に照会中である。

⑤ シモン・ポリバール公園造成計画調査

先般供与した公園完成模型のカバーが破損したため、本部より同カバーの再送付を受け6月末先方に引渡した。

本件公園造成計画については、政権交替等の理由によりその着工が遅れていたが、最近になって整地作業が開始され、徐々にではあるが造成に向け動き出した模様である。

我が方に対しては、すべてに3名の専門家派遣要請がなされているが、取敢えずは、このうち植栽関係専門家の早期派遣を先方は望んでいる。

(4) 青年海外協力隊派遣事業

協力隊要請背景調査団(外務省技協一課 大床事務官、協力隊事務

局派遣課（山口課長代理）が8月15日から同18日の間来「コ」し、当国外務省及び企画庁並びに職業訓練庁（SENA）の関係者と協議した。

先方は協力隊派遣につき関心を示し、目下正式要請すべく、要請分野、人数等につき鋭意検討中である。

(5) プロジェクト方式技術協力

当国中央医学研究所に対する核酸研究部門及び生物化学研究部門のプロジェクト協力が要請されているが、当国に対する第ノ号プロジェクトとしてその早期実現が期待される。

(6) 移住專業

当国日系人協会より、在パルミラ市日本語学校ひかり園に対する視聴覚機械、教材、教具等の供与要請があったところ、これを本部に稟請した。

7. アスワン・ハイダム湖漁業管理センター開所式等(カイロ事務所)

- (1) アスワン・ハイダム湖漁業管理センター開所式(交換公文署名日:
55年6月8日 供与額: 5億円)

アスワン・ハイダム湖を含むナイル河流域の水産資源維持及び漁業コントロールを図ることを目的とした本件漁業管理センターは、1981年12月に建屋が完成し、以後3日に亘り東京水産大学の協力を得て短期専門家の派遣を実施するとともに、カウンターパートの受入を実施し、「エ」側の良好なる受入態勢と相俟って、着実に成果を収めつつある。

「エ」側も、本件プロジェクトが軌道に乗リつつあるとして、今般、その開所式を実施したいとして、中江大使の御出席を要請を越した

- 開所式予定は、10月19日(火)、場所は、アスワン・ハイダムの本センターサイト、出席予定者は、中江大使、Mr. Hasaballa el - Kafrai (Minister for Development Housing Land Recla-
(2) カイロ市交通局電車訓練センター (R/D署名: 57.6.9)

本件プロジェクト協力のため、本年6月R/D調査団が来埃、署名を行ったが、「エ」側は、その機材の無税通関、専門家に対する便宜等については、内国手続上R/Dでは出来ないとして、同R/Dのカバリングを作成し日本大使と「エ」側担当省大臣の間で改めて確認署名をする必要があるとしている。

このため、目下手続方法等につき、「エ」側、大使館及びJICA事務所と解決方法等につき打合せ中である。

尚、技術協力協定が存在すれば、同協定を引用してR/Dの署名を行なうことにより、この種手続、問題等は起こらないと思料される。

(3) 看護教育プロジェクト（協力期間：53.4.1～58.3.31）

本件プロジェクトの本年度ワークショップは、わが方近藤潤子（聖路加看護大学教授）他5名の専門家の協力を得て9月11日～9月18日の間開催され、中日の15日（水）、中江大俠のご出席を得て、「エ」側厚生大臣 Dr. Sabri Zaki の主催によるワークショップ・セレモニーが開かれた。

8. 無償協力援助プロジェクト現場の大統領視察等。(リマ事務所)

(1) ベラウンデ大統領は、フエンテ・ピエドラで実施中の「ベントニヤ生活用水」プロジェクト・サイトを非公式に視察した。

特に今回の目的は井戸掘削現場及び揚水テスト中の井戸を視察することであったが、その作業状況に満足の意を表明した。

(2) 電気通信訓練センター(INICTEL)に対するプロジェクト協力延長。

2年間の協力延長が合意署名されたが、この席上、運輸通信次官は、この協力延長がペルーの進歩と福利向上に多大の貢献をするものであることを、改めて強調高く評価した。

(3) 水産加工センター(I.T.P.)に対するプロジェクト協力の延長。

2年間のプロジェクト協力延長が合意署名され漁業次官より協力延長についての感謝の意が表され、マスコミにも報道された。

(4) 水産物利用計画(マリンビーフ)及び食糧増産のための無償援助に係る交換公文の調印が外務大臣及び野田大使との間で交わされ、漁業大臣、農業大臣がこれに同席した。

無償援助額はマリンビーフパイロット建設のため23億5千万円及び食糧増産は3億円が供与されることになったものである。

(5) 9月12日～9月26日の間当国において女子バレーボール世界選手権大会が開催されたが、開会直前に出場を取り止めた西ドイツチームの代りに協力隊員(56・1次隊古川正博隊員)が率いるペルージュニアチームが予選大会に特別参加し奮戦した。結果は強豪ソ連に敗れはしたが2勝/敗の好成績をおさめペルー国民の喝采を博した。

9. 58年度要望調査等(メキシコ事務所)

(1) 58年度研修員受入要望調査

昭和58年度研修員受入計画策定のための要望調査は外務公信第983号(57.10.4付)にて送付した。

本年12月1日、新大統領の就任に伴い、大臣次官は当然のことながら部課長級も大幅に異動することが予想されること、重要ポスト重要案件に係る個別研修の要望が調査表以外にも提出されることが見込まれるので、例年よりは、特別の配慮を頂きたい。

本年度の個別研修については、日墨技術協議案件を中心に、墨外務省を通して促進をはかってきたが、上記人事異動の影響で、適任者の都合が付き難い例が多いので、同案件にこだわらず分野を拡げて人選を進めることと致したい。

日墨交流については、墨政府の財政事情から一採の不安があるが、継続することを前提にCONACYTも動いており然るべく対応していく。

本年度の要請案件に対して実施数が少く、予定数に達しない恐れがあるので、CONACYTに督促するばかりでなく、関係機関にも積極的に働きかけているところである。

(2) 58年度専門家派遣要望調査

昭和58年度専門家派遣事業に係る要望調査は、外務公信第1021号(57.10.11付)にて送付した。

現派遣中の専門家関係は、殆ど問題なくそれなりの効果をあげているので、延長または後任の希望が表明されている。延長については、本人の希望ばかりでなく、先方機関からも、本人の実績、今後の計画

について出来るだけ文書を取り付けるように致したい。なお殆どが延長または後任希望のため、予算事情を考慮すると新規案件発掘に積極的に動けないところが苦しいところである。

個別プロジェクト別専門家派遣実績(57.9.30現在)

(3) プロジェクト方式技術協力

① 技術協力センター

建物建設は未完成ながら、生徒の募集を行い、9月6日には合格者発表(応募814名、合格180名)、早速オリエンテーションを行い10月4日から授業開始予定となっている。

古屋リーダー到着により、メンデス校長との協力態勢が一応整った。学校側に車輛が未配置のため、同リーダーの私用車をフル回転させて、開校業務に奔走している。本プロジェクトは開始したばかりであり、専門家としても当初の費用を要するので、別途申請中の現地業務費(フル分)が、車輛の配置については、特別の配慮をお願いしたい。

更に、本プロジェクトはセラヤ市のみならず、グァナファット市、メキシコ市に關係機関があるため、調整員の配属は、急務であるので、至急派遣方検討願いたい。

② 人口家族計画

本件プロジェクトについては、メキシコ側の考え方をまとめるよう督促し機関長会議個別打合せに資料を持参したのであるが、メキシコ側の計画案は、関係者が充分煮つめたものではなく、FEPA C 首導により作成されたものであるため、今後の詰めによって、すなり変更の可能性があると考えられる。

CONAPOの事務総長は、政権交替による人事異動を予想し、同総長任期中は日本側と協力の乗口をつくり、それを後任に引継ぐ方がベターとして、11月に日本側ミッションの来墨を希望した。同考えはもつともであり、本部へその旨報告した。

なお、人口問題については、9月1日の大統領教書でも触れられ、メキシコが、過去5ヶ年に人口増加率を3.5%から2.5%に縮小出来たこと、死亡率を8.5%から7.5%減らすことが出来たことを現政権の大きな成果としていることは注目に値しよう。

③ 家畜衛生センター

(1) 同センター活動の本期における最大のイベントは、合同委員会の開催であった。メキシコ政府の予算削減の影響を諸に受け、ワクチン製造棟建設の中断、センター予算の逼迫等マイナス要因が多いただけは、この1年間のエバリュエーションを行い、率直な意見交換とその内容を文書に残す意味で開催することにした。会議を開くに当っては、日本人専門家で草案を作り、メキシコ側カウンタパートにこれを検討させ、当日は、アリアス所長がこの案に基づき説明を行うという形をとったので、議事はスムーズに進行した。今後この方式で、年一回の合同委員会を開催させることと致したい。

④ 林業開発計画

(1) 本件調査団は、精力的に活動し、予定通りの日程を終了した。
 (2) 受入機関の積極的な対応により、省内の調整、現場への連絡等すべて順調であり、調査団としても、予期以上の成果をあげたといえよう。

(イ) 日本側のプロジェクト協力方式については事前にも説明を行い、又調査団からも詳細説明がなされたので、今後、R/Dを締結するに当って、考え方、手続方法等で食い違いが生じることはないと思われる。

(ロ) 調査結果として、対象を *Toluca de Guadalupe* のエロージョン対策及び *Teolocleales* の植林とすること、58年3、4月からプロジェクト調査専門家を受入れること、59年1月からスタートし5ヶ年計画とすること等については、日本側の案にデラフエンテ局長が全面的に替成しており、具体化への第2段階に入ったものと思慮する。

(ハ) 調査専門家のA1フォームについては、メキシコ側で手続中であり、入手次第送付する。

(4) 海外開発計画調査等

① トウクスパン工業開発計画調査

(イ) 調査団は予定通りの日程(7.19 ~ 8.24)を消化し、“*Minutes of Discussion*”に署名して、今回の調査を終えた。

(ロ) 墨側は、前もっての打合せ通り、調査団到着までに、事務所、机、椅子(10人分)、電話を用意した他、調査現場でのヘリコプター、車輦、ランチャの手配、資料の準備等調査が円滑に行えるよう、積極的に協力した。

(ハ) 個別派遣専門家(森口、望月)は、CPI側のスタッフとして本調査に側面的に協力した。

② パチュカ地区資源開発協力基礎調査

(イ) ホーリング機械の故障、労働者の手配不備等により、予定より

若干遅れ気味であるが、専門家は悪条件の中で頑張っている。

- (4) 鉱物資源局(CRM)はこれまでの日本側の協力実績を高く評価し、本パチュカ地区の調査の終了後も引続いて調査協力願いたい旨表明している。当方としては、具体的なデータに基づく正式要請があれば、検討可能であると回答してあるので、追って提出される見込みである。

10. 中日友好病院の進捗状況等（北京事務所）

(1) 中日友好病院

病院建築：病院の建築はその後の双方の努力により、現場労働者も増強されたため、それ以上の遅延はなく、数棟において従来からの1ヶ月の遅延が残っている程度である。また、設計変更の部分については、日中双方（コンサルと病院側）で詳細をつめている。

20億円の日本側供与機材について、9月に香月委員を団長とするミッションが訪中し、打合せた。

また、9月の総理訪中の際には北京滞在中において、外務大臣とともに衛生部長の案内で本病院を見学され、本病院への期待を込めて挨拶された。

(2) 家族計画

6月に派遣された本件実施調査団において「供与機材の免税条項」に関し、日中双方の意見の相違により、調印に到らなかったが、その後、9月に入り、本条項について、修正案を提示した。

(3) 機材供与

高分子機材の供与に関し、9月末に供与後の専門家派遣、研修員受入れをも含めたR/D案を先方に提示した。なお、本件は中国科学院である。

(4) 要望調査

5月頃より、本省から大使館を通じ、各方式の技術協力に関する58年度案件の要望調査が実施されたが7月頃よりその内容が次々と明になりつつある。その結果、現在までのところ、1)プロジェクト協力分野8件（このうち、数件は開発調査案件によりマッチするものと思われる。） 2)研修員受入れ、3)専門家派遣の3分野において要望が出されている。

11. 日サ技術協力の問題点(リヤド事務所)

「日サ技術協力の問題点と今後の展望」についての検討を行ったところ要旨は、次のとおり。

(1) 研修員受入事業

(i) 現状

- ① 当国側に参加の希望は強いが、候補者の提出が遅れることが多い。
- ② 工場等の現場での *on the job training* とは異なり、研修内容は、一般的とならざるをえない面を有している。(個別研修においても、期間が短いこと及び当国側のニーズが詳細にとらえ難いこと等から一般的なガイダンスとなりやすい。)
- ③ 親日的サウジアラビア人の増加に大きな効果がある。

(ii) 施策

次の諸点に配慮しつつ、受入枠の拡大を図る。

- ① 日本側の受入れ可否の回答を迅速に行う。
- ② 研修員の帰国後のアフターフォローを行う。
- ③ プロジェクト方式、専門家派遣との関連を強化する。

(2) 専門家派遣事業

(i) 現状

- ① 16人の専門家を4機関に派遣している。有償技術協力問題との関係で、長期派遣も1年単位の派遣となっているが、当国側は2年以上の長期派遣を希望している。
- ② 技術協力(技術移転)と役務提供契約との係りが必ずしも明確でないものがある。(欧米人には、当国に直接雇用されている者

が多数あり、国と国との協力という観点から、これとの差をどう考えるべきか。)

- ③ 英語会話力が殆どなく、技術移転は勿論のこと、コミュニケーションに事欠く専門家が見受けられる。派遣前アラビア語研修は不要であり、そのかわり人選方法の改善、英語研修の強化が必要。
- ④ 協力事業内容の理解が充分でない、或いは当国側に飛込人で指導しようとする熱意に欠ける専門家が見受けられる。専門家の人選方法の改善及び派遣前の業務内容の十分なレクチャーが必要。
- ⑤ 専門家に対する日本国内での支援体制が充分でないものがある。

(ii) 施 策

次の諸点に配慮しつつ、現行専門家派遣事業の展開(見直し)を図るとともに、新規事業の開拓と派遣枠の増大を図る。

- ① 派遣専門家と国内支援母体とが協力しつつ、専門家の業務の全体計画、年(月)次計画を明らかにする。
 - (イ) 単なる役務提供でなく、技術協力としての意味づけを明確にする。
 - (ロ) 計画の実施状況、協力成果の評価を行う。
 - (ハ) 日本側から積極的に将来行うべき業務を提案していく。
- ② 個別の技術の移転から、計画・企画段階への提案へと専門家の活動を拡大発展させる。関連行政施策の提案等により当国の制度の充実、行政施策の展開に積極的に貢献する。
- ③ 本来的に政府が行うべき業務に重点をおき、こうした観点から新しい協力分野を開拓する。

(例) 輸入検査、工場認定、安全・環境規制、統計整備等。

- ④ 派遣専門家として適切な人材を発掘するために、日本国内の人選について、またその方法について必要な配慮改善を行う。
- (イ) 熱意・やる気(積極的に作業を構築していく人材)
 - (ロ) 最低限の語学力
 - (ハ) 専門技術・技能
 - (ニ) プランニング能力、とりまとめ力
 - (ホ) 最低限の見識(協力事業内容全体の現解)
- ⑤ 2～3年の長期派遣を考える。(有償協力化問題との絡みで当初派遣期間の形式表現は1年であっても、派遣期間の延長による実質的な派遣期間の担保により協力の実効をあげる)
- ⑥ 複数の専門家をグループとして派遣する。また、グループ内の各人の任期をずらし、作業の連続性を確保する。
- ⑦ 当国側の協力度(住宅提供等)を評価勘案して派遣する。当国側の協力度の高い事業を優先することにより経費の節減を図るとともに、その分派遣枠の拡大を図る。
- ⑧(イ) 石油省航空測量局
- ・ 現行協力事業の評価とその早期完了を目指す。
 - ・ コスタル・マッピング事業の促進を図る。
- (ロ) 建設省
- ・ 住宅建築基準の作成等の継続的な協力事業を目指すとともに計画立案等の分野への発展を考える。
- (ハ) キングサウド大学コンピューターセンター
- ・ 個々の協力内容のみならずコンピューターシステム全体の運用に積極的に関与していく。

(二) 標準化公団

- ・電気・電子分野の協力を継続し、各種行政施策の展開への協力に発展させていく。
- ・繊維の規格作成等の協力事業を本格化させるとともに行政施策への提案を積極的に進める。
- ・計量分野での協力、自動車規格等の新規分野での協力要請に積極的に応じていく。

(3) 開発調査・プロジェクト方式技術協力

(i) 現 状

プロジェクト方式といっても、当国側は資金的に豊富であり、実質的には計画立案と完成後の運営指導（要員訓練を含む）及び一部の機材の提供であり、その機能は欧米のコンサルタント会社、エンジニアリング会社の機能に類似している。

① 海水淡水化プロジェクト（R/D '79/9、新R/D '82/1）

- (イ) 研究部門は、*Final Proposal* 提出済
- (ロ) 訓練部門は、*Proposal* の提出が遅れている。日本側の協力推進体制が必ずしも強固でない。
- (ハ) 当国側は、施設の早期一括（研究・訓練両部門）発注を希望。

② がんセンタープロジェクト（S/W '82/8）

- (イ) 基本合意が成立し、日本側が概念設計中。
- (ロ) がん登録分野の専門家を派遣検討中。
- (ハ) 施設完成後の医師の派遣、要員訓練については、未だ具体案がない。

③ リヤド電子工業高校プロジェクト（R/D '76/10）

- (イ) 基本台意後、日時を經ている。
- (ロ) 入札書類チェック、施工整理に係る日本側設計業者（綜設計）ミッションの訪サが遅れている。
- (ハ) 施設建設終了後の協力体制の具体的内容は未定。

(ii) 施 策

政府ベースの技術協力に関連して次の二点に留意しつつ推進する。

- ・当国には、多数のコンサルタント企業、エンジニアリング企業等が参入しており、これら民間企業活動と競合する部門での政府ベース協力は避け、本来的に国で行うべき分野に重点を置くべきである。（一般に、民間ベースのほうが迅速な対応が可能であり、政府は民間との競合分野においては、民間活動の支援にとどめるべきである。）

- ・日本国内支援体制の確立

プロジェクト方式は、協力期間の遅延に伴ない、日本側の熱意が冷却化するとともに停滞しがちであるため、当国の日本に対する不信心につながるおそれがある。

① 当国側とのコンタクトの緊密化

当国におけるプロジェクト方式は、建設工事等は当国側から行う中ぬき方式であるため、当国側から見ると日本の役割はコンサルタント会社の機能と同様に協力関係の印象が稀薄であり、また日本側も当国側とのコンタクトが不十分になりがちである。これが案件に対する熱意の冷却化につながる。したがって、計画実施の促進のため、当国側の事情を集約し、日本側との調整にあたる仲介者（計画段階から常駐する専門家の派遣等）が必要である。

② 現行プロジェクトの早急なる完成

- (イ) 完全を目指すより早い対応
- (ロ) 当国側の反応まろでなく、日本側から具体的な提案を出していく積極的な対応。
- (ハ) 施設完成後に予想される訓練、専門家派遣等の検討を施設の設計・建設と同等平行的に進める。

③ 新規プロジェクトの開拓

- (イ) 新日・知日家の意見の吸上げ
- (ロ) わかりやすい、簡明なプロジェクトの発掘

Ⅲ. 事業実施上の留意事項

1. 開発調査事業にかかる口上書取交しについて(マニラ事務所)

(1) 開発調査事業(1/Aに基づく口上書取交しについて)関係

- ① 従来、開発調査新規案件を実施するに当っては、当国との間では実施機関(JICAと比側実施機関)との間で1/A (Implementing Arrangement-Scope of workを含めての)の署名を行っており、更に在比日本国大使館と比外務省との間で一件ごとに1/Aを基にして口上書の取交しを行なって来ている。
- ② 然るに昨今わが方の口上書に対して比側は口上書の発出躊躇しており、その理由は1/A中に記載されている比側の採るべき措置条項のうち、調査に必要な資機材の「無税通関」に関して表現上の難色を示していることにある。
- ③ 比側としては、わが調査団が本部より持ち込む資機材は日本側に対して税をかけるのではなく、比政府内部の実施機関が税を支払うこととなっているので、単にTo Exempt Tax of 000の表言の訂正をわが方に求めている。
- ④ 本件に関しては、現在在比日本国大使館と比外務省との間で、解決の為の協議が行なわれているが、当JICAとしては果して比実施機関が比国内の法令に従がい諸機材の税金を支払う能力が有るのか～又はその為の予算措置をし得るのか心配のところであり、将来にわたっては技術協力協定にて全ての面を明確にする必要が有ると思料する。(専門家の免費条項別有り)

- (2) 前回報告した比国研修員の出国許可に関する大統領府よりの許可書に関しては、当方よりNEDAを通して改善方を申し入れていたところJAL(招へい国側の指定航空)にて渡航可能となり、その為のPALを得る必要は無くなった。

2. GIの早期送付、機材引取等（ジャカルタ事務所）

(1) GIの早期送付

集団コースへの応募に際し、締切日がせまっているために応募者本人が仕事を離れて書類を持ち廻ったり、締切日までにはとうていA2-3 Formが提出できないからと諦めたり、又締切日以降の応募となったため受け入れが見送られたり、「イ」側に対するGIの送付が遅い事によるトラブルが後をたない。

57年度のGIの送付時期の妥当性について調査するために、当事務所よりGIを「イ」技調委へ送付した日から応募締切日までの日数を当該月に開始する全コースについて平均したところ表1の結果が得られた。

暦 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
コース数	20	17	12	11	19	31	11	4
締切日までに「イ」側にて利用できる日数	21.2	27.1	49.2	26.5	52.2	52.7	71.9	82.5

(表1) 締切日までに「イ」側にて利用できる日数

一方、「イ」側での研修員応募手続きは表2の通りであり、順調に手続き進んだ場合でも約67日を要する事がわかる。

仮にこの手続きが先進国である日本で行なわれた場合でも、2~3名の人数で他の先進国の分も取り扱っている事を考えると、同程度の日数を必要とする事は想像に難くないところであり、この67日をさらに短くさせるようにする事は、途上国の現状を考えた場合極めて困難であろう。締切日前までに応募させるには、GI早期送付に対する日本側での改善が必要である。

(表2) 「イ」側での手続

順調に書類が流れた場合の所要日数	手続機関	手続内容
10日	技調委	1. GIの送付先決定 2. 各省へ送付
10日	各省の技協窓口	1. 送付すべき総局、部局の決定 2. 各部局、研究所等へ送付
30日	各総局、研究所	1. 各支局への送付(ジャワ島以外の場合もある) 2. 応募者の選考 3. A2-3Formの準備・送付
7日	各省の技協窓口	1. 応募者の記帳 2. A2-3Formの正式送付
10日	技調委	1. 資格の判定 2. 書類の審査 3. 記帳 4. 送付
	大使館(JICA)	
計 67日		

上記に鑑み、とりわけ4月～7月に始まるコースに関するGIの早期送付について何らかの策を講ずる事が是非必要であるところよろしくご検討願いたい。

(2) 機材引取

当国での機材引取りは通常2～3か月を要しているも次の諸書類等の前広な準備が出来ればある程度、それに要する期間の短縮が可能であるところ、関係各部に周知徹底ありたい。

a 派遣予定専門家の前広な通報(B₁フォーム共)

大使館からのイ国への専門家のオファー(B₁)後正式受入回答(文冒)の取付までには最低1か月、関係省庁の多いプロジェクトにあって

は、1.5 カ月程度要する。機材引取り諸手続の文書作成（免税による引取りを前提とした）には正式受入回答が不可欠であり、それが無い場合は送り状があっても手続は開始できない。受入回答のインドネシア語版は専門家関係省庁の他、移民局、貿易省、税関等へ通知されるからである。

b 機材送付について正確かつ前広な通報

引取手続作成には「梱包箇數」「機材リスト」「価格」「重量」及び送付又は携行便名が必要であり、これをもとに作成するので引取時に梱包箇數が異なると全て開梱、検査を受けその場でリストとの照合が行なわれることになり、不都合なことが生じかつ引取り不可能となる。

c 機材要請書（A4フォーム）と送付機材リストが一致していること。

単発専門家について輸入禁止品目（既に経理部・企画部へ通知済）となっている機材の持込み又は送付は引取り手続を進めていく過程で不都合を生じており、上記の事前通知をもとに関係省庁と事前撤回しをする必要がある。

プロジェクトの場合、車輛等の輸入は、業省へ別途許可取付けが必要でありその分時間を要する。A4フォームと機材リストの不一致は、機材が輸入禁止品目（車輛、テレビ、録音機等）の場合、技調委で免税措置を講ずることを拒否させるため引取りが不可能となり送り返す羽目となる。

A4フォームリスト作成に当っては、日・伊専門家で十分に協議し合意する必要があり専門家から、事前に送付される機材リストと相違は避けるべきであり、本部においても事前問合せなしに機材の追加

は行うべきでない。

d 引取り期間

免税措置（輸入許可取付を含め）に要する期間は機材内容及び調査団持込み等により、差はあるも平均的には1カ月程度とみてよい。

実際の引取りに要する期間は、航空便の場合約2週間、船便の場合は約3週間である。

e その他

車輛等については車体番号、シャーシ番号、製造年月日等が必要であるので、リスト作成にあたっては留意されたい。

専門家個人用品で輸入禁止品目の場合は一時保官され引取り手続をすることになるも、重量が20kg以内の場合、商業省の輸入許可手続のみが必要とされ3～5日間で簡単に引取れるので参考まで。

機材は小型のものであれ部品であれ、税関で全て検査され許可証なきものは全て保管の対象となっているも、税金（200～300%）を払えば即引取り可能である。

(3) 開発調査事業実施上の問題点

① 事前調査の充実・強化

実施調査は、事前に行われる調査、即ち事前調査に基づき調査方針、調査内容、スケジュール等が決定されることになり、本来十分な事前の調査、情報・資料の収集、相手側との接渉があれば新たな要請、状況の変化等のない限り、問題が生起しないはずである。十分な事前調査が行われたと思料されるもの、そうでないものが如実に実施調査のインセプション段階で表われたところ一段と事前調査の充実・強化が望まれる。

これに関連し、事前調査にはJICA本部のシニア職員を必ず用員とすることを提案したい。

② S/W 協議事項の尊重

イ側がカウンターピアを予算計上する唯一の根拠はS/WであるところS/W協議で取り決めたことは極力尊重し、実施調査に反映すべきである。また事前調査の結果はイ側に英文レポートとして提出すべきと考える。

③ 実施調査の共同体結成について

本四半期の実施調査はコンサルタンツ会社の共同体結成による団員構成が目立ったが、コンサルタンツ会社が共同して一つの調査案件を行うことについて特に異論を述べるものではないが、調査実施命令系統、国内での準備活動等若干の危惧を感じている。調査チームを編成した場合、あくまでも統一されたJICA STUDYミッションであるところ代表会社が主導性を発揮し、団長の裁量、チームの一致団結した行動がとられるよう、団長・団員の人選、オリエンテーションが望まれる。

(4) 調査団日当宿泊料の見直しについて

現在ジャカルタ市内(特に事務所周辺)のホテル宿泊料は別添リストに示されるとおり着しく上昇しており、現行基準単価では団員個人負担を大きく余儀なくされている。当事務所には、JICA割引料金の一層の改善に努めているも困難の状況にある。今年末にかけても更に料金の上昇が懸念される所、本部においても現行基準の見直し等しかるべく措置をとられたい。

3. 携行荷物の重量制限(リマ事務所)

日本においては航空会社による手荷物の重量及び個数の制限は、かなり緩和され専門家・調査団等の来秘時にかなりの荷物を携行して来るのが最近の傾向であるが、当地ペルーにおいては、IATAで協定されている旅行者一人当り20kgの重量制限は厳格に守られ、重量超過分は徴収されているところ、専門家・調査団の派遣にあたっては、予めこの点説明おき願いたい。

4. 外国人の旅行制限緩和について(北京事務所)

今般、中国政府は対外開放政策の一環として、従来の国内の旅行制限を緩和し、次のとおり各外国機関に連絡越したので、報告申し上げる。その概要は次のとおり：

「外国人(外交官を含む)が北京、天津、上海等の29都市に旅行する際、旅行証手続をおこなう必要はなく、また、事前に中国の関係機関に通知する必要もない。」

ただし、これら29都市以外については従来と同様な手続が必要である。

口上書(仮訳)

中華人民共和国政府は、対外開放政策に基づき、外国人の中国国内旅行に関する管理方法を改訂する旨決定した。具体的規定は下記の通りである。

1. 外国人(各国在京外交代表機関、国連組織関係代表機関を含む)が下記の29都市、県に旅行するに際しては、旅行証手続を行なう必要はなく、また事前に中国の関係部門に通知する必要もない。

北京市、天津市、上海市、秦皇島市、太原市、瀋陽市、長春市、
哈爾濱市、南京市、蘇州市、無錫市、杭州市、済南市、青島市、
鄭州市、開封市、洛陽市、武漢市、長沙市、広州市、佛山市、
啓慶市、南寧市、桂林市、西安市、成都市、重慶市、昆明市、
路南県(石林)。

2. 各国在京外交代表機関、国連組織関係代表機関の者が上記の市、県に旅行する際は、中国の関係当局が発行した外交官証、公務人員証あるいはその他有効居留証を携帯しなければならない。

3. 各国在京外交代表機関、国連組織代表機構の者が、上記29都市、県以外の都市、地区に旅行する際は、従来通り外交部礼賓司（武官及び武官外の者は国防部外事局）に対して申請を行わなければならない。

当該外交代表機関は、外交部礼賓司の「旅行申請書」一式2通を旅行前48時間前に外交部礼賓司に送付しなければならない。「旅行申請書」は正式な館印を必要とする。

外交部礼賓司は右申請に同意すれば、申請書一通に「旅行許可印」を押し、外交代表機関に返却する。

旅行申請者は、右「旅行申請書」及び中国関係当局の発行した外交官証、公務人員証あるいは、その他の有効居留証を携帯し旅行に赴くことができる。

もし、申請した旅行先、時間、同行者等に変更があればあらかじめ新たな旅行申請を行わなければならない。

4. 各国駐華外交代表機関、国際連合関係組織代表機構人員が中国国境内を旅行するにおいて、北京天津間の通路は、自家用車に乗ることを許可するが、その他の市、県の間は自家用交通手段に乗ることを許さない。

5. 各国駐華外交代表機関、国際連合関係組織代表機構人員の旅行の便を図るためには、旅行前に必要な書類を持って、中国国際旅行社北京分社に起き、旅行委託手続を行われたい。

6. 各国駐華外交代表機関、国際連合関係組織代表機構人員が、その関係の代表団又は人員に随行して、第一条に述べた29市、県以外の都市及び地区に赴き、公務を処理し又は旅行する場合は、事前に中国側

関係接待単位の同意を得、その後外交部礼賓司に対して旅行申請を行わなければならない。

7. 各国駐華外交代表機関、国際連合関係組織代表機構人員が中国各地を旅行する際、「許可を終了して超えることを得ず。」と記された地区を超えたり、進入することはできない。

8. 本口上書は即日発効する。これ以前に外交部礼賓司が発した旅行関係規定は一律廃止する。

崇高なる敬意を表する。

1982年10月22日

5. 専門家の派遣期間の変更等(ブラジリア事務所)

(1) 専門家の派遣期間変更

専門家の派遣期間あるいは延長期間につき、しばしば伯側要請期間より短い期間で通報受けることがあるが、この場合その理由を明示して欲しい。受入機関、専門家は当初要請期間でスケジュールを組んでいるため、これの変更をする必要があり種々影響が出てくる。

これと同じく研修員の決定についても伯側プライオクティブと異なる人選を行った場合、その理由を付していただきたい。

(2) 機材の引取り

① SUBIN, ITAMARATY の機材供与に対する方針が各実施機関に滲透し、機材の選定に慎重になっているが、慎重になりすぎているとの感もある。要するにSUBINと事前にドラフトで打合せればよいのであって、それを避けるためよけいな苦勞の増えているようだ。
(リベイラ農開)

② 携行機材の通関で3ヶ月もかかったケースがあるが、事前に公電にて連絡することを守っていただきたい。(サンパウロ林研)

(3) 人事異動

外務省 ITAMARATY DCOPT 課長代理 VITORIA ALICE CLEBER
が着任(元在日ブラジル大使館書記官)

BNCC(組合銀行)総裁 TOSHIO SHIBUYA 退任→後任 BYRON
RUBEN MARINHO

(4) 協力期間の延長

プロジェクトの延長について、各プロジェクトとも延長希望が目白押しといった形で、あたかも延長するのが当たり前といった感がある。

スタートから半年～1年遅れることは当国の場合普通であるが、プロジェクトが未だ半ばにある段階から早くも延長のアドバルーンを上げるとするのは正常ではない。半年ぐらいの遅れは期間内に取り戻すという姿勢が必要。日本側リーダー、専門家も安易に延長を口にすべきではない。

伯国のようにレベルの高くあらゆる面で、自尊心の強い国に対しては、ズルズルと延ばすより予定期間内に終了し、突き放して一人立ちさせる方が、日本の協力のあり方として好ましい。また SUBIN、ITAMARATY もこの方を歓迎しよう。こうすることにより、常に新しい分野のプロジェクトに対応でき、両国にも益する。技術協力年次協議の場で、先方要請に対し毎回あいまいな対応しかできない現状の打開にもつながる。

6. 機材等の通関について (メキシコ事務所)

本件については、客年6月26日付往信MK56-77及び本年度第1四半期事務所業務報告にて報告しているが、最近当国の情勢が若干変わったので改めて報告するとともに、専門家、調査団等の派遣にあたって十分留意していただきたく、関係各部への周知徹底方お願い申し上げます。

(1) 空港における同時携行品の通関

(i) 原則として、OFFICIAL PASSPORT 所有者であっても、スーツケース、段ボール箱等すべて検査を受ける。

(ii) 検疫に関し、獣肉類及びその加工品、コーヒー豆等植物類を除き、ほとんどの食品を持ち込めるが、一応検疫を受けなければならない。量については、常識の範囲内におさめ、お土産品と併せてその価格合計が1人当り5,000ペソ(70ドル)までなら通関できるが、これを上まわる場合没収されるか、または税金を払う必要がある。

(iii) 電気製品の持ち込みについては、予め輸入許可書を得ていなければ、税関に一時預け入れ、後日無税通関引取許可書をもって引取る。

(iv) 旅行者が携行できる物品及び数量制限は次のとおり。

・カメラ	1台	・ワイン又はリキュール3ℓ
・8mm映写機	1台	・おもちゃ 5個
・生フィルム	12本	・スポーツ用品 1セット
・紙巻タバコ	20箱	・お土産品 5,000ペソ
・葉巻50本又はタバコ250g		

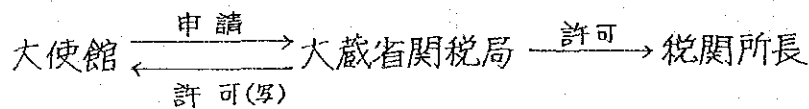
1人でライター数十本、ボールペン数十本を持ち込めば商業用と見做され、課税される。

(2) 家財道具及び身のまわり品の通関

家財道具及び身のまわり品は船便又は航空便で一括して送付するのが望ましい。

(3) 無税通関引取り手続

現行の関税法によると、家財道具の関税が免除されるのは、外交官、移住者及び海外に在住し、帰国したメキシコ人のみであり、政府ベースの技術協力関係の機材及び専門家の家財道具については適用外のため、現在は次のルートで無税通関引取りを申請し、特例として免税及び輸入許可を得ている。なお、申請から許可まで1ヵ月を要する。



(4) 依頼事項

- (i) 機材、家財道具いずれについても、B/L、INVOICE等整い次第即刻当事務所宛送付願いたい。その際明細書には品目毎に数量、価格を必ず明記し、“若干”とか“……等一式”という表現は避け、できれば品目の西語訳をつける。
- (ii) 当国では、調味料から電気製品に至るまで、日本との比較で品質と種類を問わなければ、ほとんどの製品の入手が可能であるので、同時携行品は、当面使う最低必要な物に限り常識的な数量にとどめる。
- (iii) 家財道具の送付にあたっては、税関倉庫保管中の散逸及び盗難を防止するため、単なる段ボール梱包でなく木枠又は金属ケースの梱包が望ましい。
- (iv) 電気製品については、電圧・周波数の変更があるため、新品を持ち込むことになるが、その場合あくまで使用済みの製品であること

を示すため、梱包の箱を変えるよう配慮願いたい。

なお、当地で売却することも勘案し、必ず代金の領収書を携行する。

7 調査団、短期専門家の派遣時期の調整について(ラングーン事務所)

当国では10月中旬より土曜日休日制が導入され、各政府機関との土曜日の協議は出来なくなった。

又、最近、調査団、専門家の受入確認取付けのための外務公電(公信)があまりにも Short-notice 過ぎる傾向があるが、当国では社会主義の国であり、正式の手続を通さないと必要な機関とのアポイントはほとんど取り付けられないので、調査団、専門家の派遣の受入確認を取りつけるための通知は可能なかぎり前広にお願いしたい。

なお、正式の手続の follow-chart およびそれに要する日時は概ね次の通りである。

①外務本省より公電・公信 $\xrightarrow{10\text{日間(公信)}} ②$ 日本大使館(口上書による通知・決裁発信に1~2日) $\longrightarrow ③$ ビルマ外務省(2日~3日) $\longrightarrow ④$ 計画財務省 F.E.R.D.(2日) $\longrightarrow ⑤$ 各省(大臣の決裁、4日~5日) $\longrightarrow ⑥$ 局又は各公社(1~2日) $\longrightarrow ⑦$ 当該機関(ここへ文書がおりてきてはじめて、アポイント取付け交渉ができる。)ビルマ政府の回答はこの逆のルートで手続がとられ、大使館に正式回答が行なわれるが通常大使館が口上書による回答を得るのは調査団帰国後となるため、当事務所は⑦の段階で口頭によるアポイント取付けとして外務本省に公電を発信している。

ついでに、昭和58年の当国の祝祭日表を別添送付するので、(1)派遣時期が同一時期に重ならない、(2)土日の休日と祝祭日の連続する時期の短期間の調査団の派遣は避ける(例、1月14日(金)、15日(土)、16日(日)、3月26日(土)、27日(日)、28日(月)、4月14日~4月18日、4月29日(金)、30日(土)、5月1日(日)等) (3)派遣のための受入確認取

付け通知は出来るだけ前広に行う等の点につき留意していただきたい。

昭和58年(1983年) 休日表

1月 1日(土)	NEW YEAR'S DAY	} 正月休日
1月 2日(日)	"	
1月 3日(月)	"	
1月 4日(火)	INDEPENDENCE DAY	独立記念日
1月14日(金)	KAREN NEW YEAR	カレン族新年
2月12日(土)	UNION DAY	ビルマ連邦記念日
3月 2日(水)	PEASANT'S DAY	農民の日
3月27日(日)	ARMED FORCES DAY	建軍記念日
3月28日(月)	FULL MOON OF TABAUNG	ダバウン月満月祭
4月14日(水)	THINGYAN(WATER FESTIVAL)	} 水祭
4月15日(木)	"	
4月16日(金)	"	
4月17日(土)	BURMESE NEW YEAR	ビルマ新年
4月29日(金)	EMPEROR'S BIRTH DAY	天皇誕生日
5月 1日(日)	WORKERS' DAY	メーデー
5月26日(木)	FULL MOON OF KASON	カゾン月満月祭
7月19日(月)	MARTYRS' DAY	殉難者の日
7月24日(日)	BEGINNING OF BUDDHIST LENT (FULL MOON OF WASO)	ワソ-祭仏教徒持戒開始日
10月21日(金)	END OF BUDDHIST LENT (FULL MOON OF THADINGYUT)	タテイン・ジョック灯祭 仏教徒持戒終了日
11月19日(土)	TAZAUNGDAING (FULL MOON OF TAZAUNGDAING)	タサウンダイソ灯祭

ラングーン事務所

11月29日(火)	NATIONAL DAY	国民記念日
12月25日(日)	CHRISTMAS	クリスマス
12月29日(木)	YEAR END	} 年末休日
12月30日(金)	"	
12月31日(土)	"	
IDUL ATHWAHA 回教祭(1日)		
DEEVALI (HINDU LIGHTING FESTIVAL) ヒンドゥー灯祭(1日)		
いずれも独自の暦があり、毎年月日が異なる		

〔海外事務所からの送付資料リスト〕

(1) ジャカルタ事務所

- ① イ国各省及び関係機関組織図
- ② USAID/Indonesia, "Joint Indonesian-External Assistance Agency Training Activities (As of 1 March 1982)"

(2) ニューデリー事務所

- ① PLANNING COMMISSION ROYAL GOVERNMENT OF BHUTAN, "COUNTRY ECONOMIC MEMORANDUM AND EXTERNAL ASSISTANCE REQUIREMENTS FOR THE V PLAN (1981-87)"
- ② Royal Government of Bhutan Planning Commission, "SUMMARY OF PROJECT PROFILES"

(3) マニラ事務所

- ① "対フィリピン林業分野援助" (UNDP-FAO Multiple Use Project, Asean-New Zealand Afforestation Project, Allah Valley Watershed Development Project, Forest Protection Project 等)

(4) 北京事務所

- UNDP, "REPORT ON TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES IN PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA (1979/80)"

JICA

